

静岡県土地改良施設維持管理事業継続計画 モデルプラン(改訂第一版)



令和6年10月(一部改訂)

静岡県経済産業部農地局

目次

	頁
I はじめに	I -
(1) 静岡県土地改良施設維持管理事業継続計画(BCP)モデルプランについて	1
(2) BCPの特徴	1
(3) BCPモデルプランの構成	2
(4) 用語の解説	4
II BCPの策定・運用について	II -
第1章 基本方針	
第1節 BCP策定の目的	1
第2節 BCPの位置付け	2
第3節 BCPの対象範囲	3
第4節 BCP策定メンバー	5
第5節 BCP策定に係る関係団体	6
第2章 BCP策定の準備	
第1節 地震	
第1項 地震被害想定的前提条件	7
第2項 土地改良施設の被害想定とリスク評価	8
第3項 対応優先施設の選定	16
第4項 許容中断時間・非常時優先業務の設定	17
第2節 豪雨	
第1項 豪雨被害想定的前提条件	19
第2項 土地改良施設の被害想定とリスク評価	20
第3項 対応優先施設の選定	23
第4項 許容中断時間・非常時優先業務の設定	24
第3節 新型コロナウイルス感染症	
第1項 感染症被害想定的前提条件	26
第2項 土地改良施設管理者の業務内容と優先順位	27
第3項 対応優先業務の選定	29
第4項 許容中断時間・非常時優先業務の設定	30
第3章 事前取組BCP	
第1節 執行拠点の対策	32
第2節 水利施設の対策	33
第3節 資機材の整備	34
第4節 非常時協力体制の構築	36
第5節 タイムラインの設定	38
第6節 感染症予防対策	40
第4章 災害時取組BCP	
第1節 地震	
第1項 非常時対応手順	42
第2項 初動体制の構築	44
第3項 職員の安否確認	47
第4項 関連施設との連絡調整	48
第5項 関係団体との連絡・調整	49
第6項 緊急点検の実施	50
第7項 被害状況の情報発信	51
第8項 施設被災時の対応	52
第9項 その他	54
第1節 豪雨	
第1項 非常時対応手順	55
第2項 初動体制の構築	57

第3項	職員の安否確認	60
第4項	関連施設との連絡調整	61
第5項	関係団体との連絡・調整	62
第6項	緊急点検の実施	63
第7項	被害状況の情報発信	64
第8項	施設被災時の対応	65
第9項	その他	67
第3節	新型コロナウイルス感染症	
第1項	感染時対応手順	68
第2項	初動体制の構築	70
第3項	保健所の調査への協力	73
第4項	関連団体との連絡・調整	74
第5項	勤務体制の検討	75
第6項	消毒の実施	77
第7項	その他	77
第5章	訓練・維持改善計画	
第1節	訓練計画	78
第2節	維持改善計画（BCPの定期的な見直し、改善計画）	79

Ⅲ 記入様式

静岡県土地改良施設維持管理事業継続計画

モデルプラン

I 本編(はじめに)

I はじめに

(1) 静岡県土地改良施設維持管理事業継続計画（BCP）モデルプランについて

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災において、数多くの尊い命が犠牲になり、多くの資産、施設が被災し、失われました。静岡県が位置する南海トラフ沿いでは、マグニチュード 8～9 クラスの大規模地震の切迫性が指摘されている他、台風等による集中豪雨により、県内どこでも大規模災害が発生する可能性があります。また近年では自然災害だけではなく、新型コロナウイルスを始めとしたウイルス感染による、社会機能の麻痺が懸念されています。これらのことから、本県で昭和の初期から建築されてきた土地改良施設及びそれらを管理する管理者も危機にさらされており、農業経営の継続にリスクが付きまとっていると言えます。

BCP（Business Continuity Plan:事業継続計画）は、平成 13 年の米国 WTC でのテロ以来、企業存続をかけた危機管理対策として重要な位置を占めています。現在では、災害時などの危機に対応して行政の業務を継続することを目的とした公共版BCPの策定に、国や地方公共団体が取り組み始めています。

農林水産省農村振興局整備部防災課においては、平成 28 年 3 月に「土地改良施設管理者のための業務継続計画（BCP）策定マニュアル（以下、農村振興局BCPマニュアルという。）」を策定し、農業農村整備事業により造成された施設を主な対象として、当該施設の管理事業者である土地改良区等がBCPを策定する際のポイントを整理しています。

この「静岡県土地改良施設維持管理事業継続計画（BCP）モデルプラン（以下、BCPモデルプランという。）」は、農村振興局BCPマニュアルをベースとしつつ、土地改良施設の主な管理者である土地改良区が自ら作成できるよう簡略化（様式化）したものであり、早期に、簡易にBCPを作成することを目的としています。

なお、BCPモデルプランでは、「大規模地震」、「台風等を含む豪雨」及び「新型コロナウイルス感染症」を対象として位置付けています。

(2) BCPの特徴

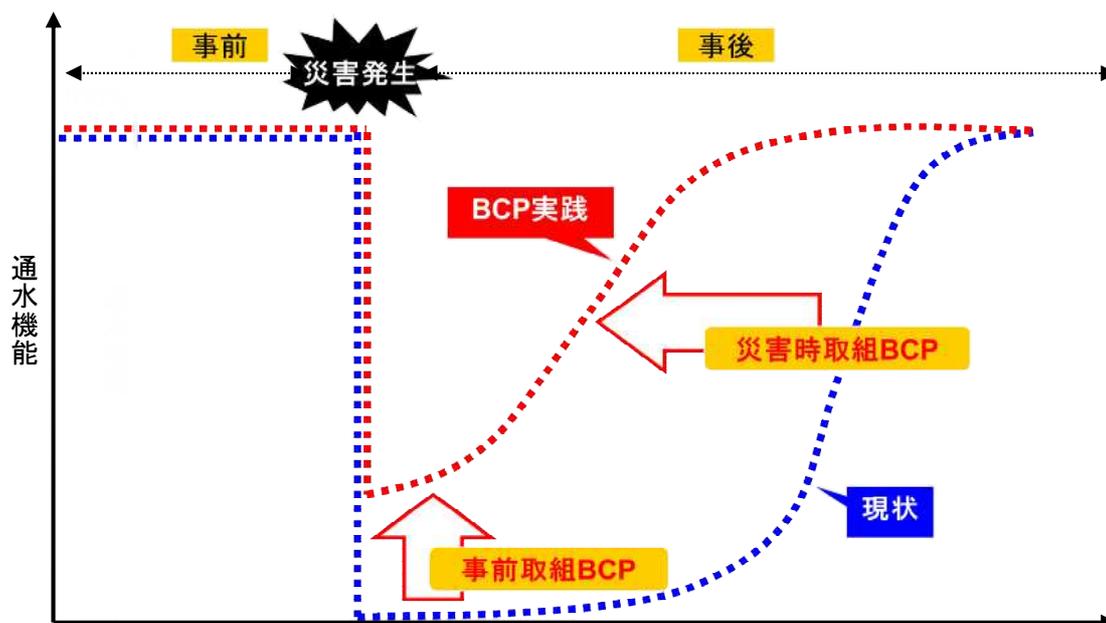
BCPは、従来の防災計画とは異なり、以下の特徴があります。

- ア 事業に著しいダメージを与えかねない重大災害を想定して計画を策定します。
- イ 発災後に活用できる資源（対策）に制限があると認識し、継続すべき優先業務を絞り込みます。
- ウ 各重要業務の担当毎に、どのような被害が生じるとその優先業務の継続が危うくなるか抽出して検討を進めます。
- エ 優先業務の継続に不可欠で、再調達や復旧に時間や手間がかかり、復旧の制限となりかねない重要な要素を洗い出し、重点的に対処します。
- オ 重要業務の目標時間を設定し、その調達に向けて、事前準備します。
- カ 指揮命令系統の維持、情報の発信・共有、災害時の経営判断の重要性など、危機管理や緊急時対応の要素を含みます。
- キ 訓練や計画の進捗等により、定期的に内容の見直しを行います。

なお、BCPを策定するにあたり、既存の防災計画等における発災後の対応をベースに、上述の観点（資源の制約、発災後の対応の完了目標時間等）を加えて点検・検証する事が有効な方法であれば、あえて独立したBCPを策定する必要はありません。

BCPは、事業内容に基づき、現実的な作業目標を整理し、事業継続に必要な具体策の検討を始めることが肝要であり、それら具体策の検討・検証を進めることで事業継続を現実的なものとすることができます。

土地改良施設維持管理事業継続計画（BCP）の概念



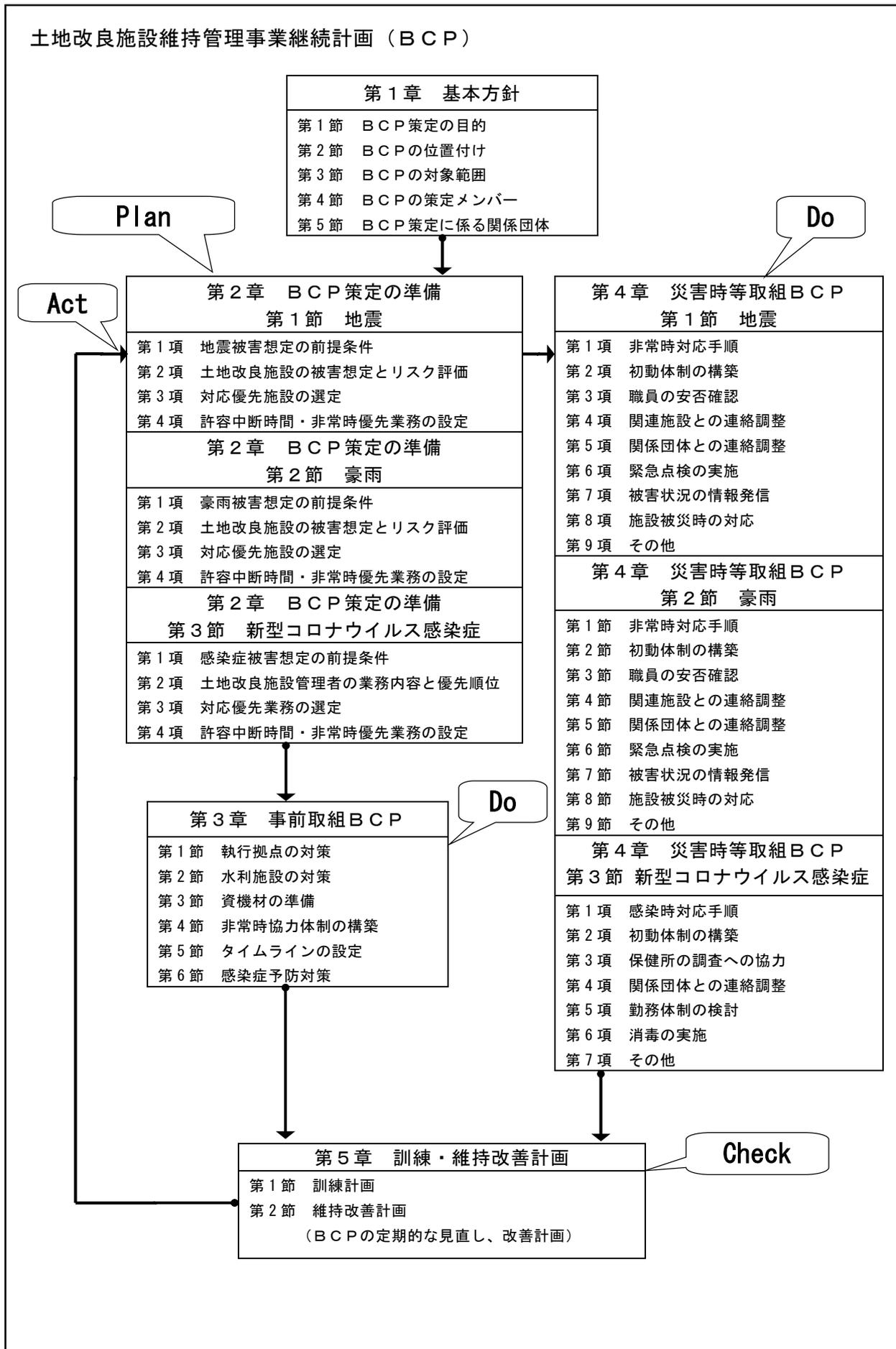
(3) BCPモデルプランの構成

BCPは、可能な範囲で早期に作成し、その後、継続的にレベルアップさせていくことが重要です。そこで、このBCPモデルプランでは、計画を策定（Plan）した後、事前対策や訓練等による行動手順の仮想的な実施（Do）をするとともに、訓練の結果分析や、人事異動、設備変更、委託先変更等による体制の変更など発災後の行動に影響する内容を洗い出し、問題点を把握し（Check）、必要に応じて各計画を改善する（Act）という、PDCAサイクルを回すことで、BCPの最新性を保つとともに、内容を向上させていくこととしています。

ア コンセプト

- ・ 計画作成の簡略化 → 様式記入による計画作成方式
- ・ 計画の管理、見直しに配慮 → 事前取組と災害時取組の区分化

イ 構成イメージ



(4) 用語の解説

土地改良施設維持管理事業継続計画で用いる主な用語について、解説します。

○土地改良施設維持管理事業継続計画（BCP）

リソースが相当程度の制約を受けた場合を想定して、土地改良施設機能の継続、早期回復を図るための計画。

○リソース

ヒト、モノ、カネ、情報、ライフライン等、復旧に必要な資源

○拠点

発災後の対応を指揮する場所で、土地改良区の事務所や揚水機場等の管理室などが該当します。

○対応優先施設

揺れや液状化などの影響や、第三者への影響を想定し、地震に対するリスクを評価した上で、優先的に対策を行うべきと判定された施設。

○非常時優先業務

被災後にできる限り速やかに土地改良施設機能を維持・回復するために、優先して実施すべき業務。土地改良施設維持管理事業継続計画では、災害対応業務が中心となるが、発災後も継続すべき通常業務も含まれます。

○許容中断時間

施設の仮復旧が遅延した場合の社会的影響を勘案して、非常時に対応すべき業務を完了（または主要部分を完了）させるべき概ねの時間。

○対応の目標時間

BCP策定（更新）完了時点において、リソースの制約を考慮し、優先実施業務をほぼ確実に完了できる目標時間。「現状で可能な対応時間」に、BCP策定までに実行した事前対策を加味して決めます。

○タイムライン（事前行動計画）

豪雨災害のように、発生が直前に想定しうる災害に対して、関係者が事前に取りべき防災行動を「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目した時系列で整理したもの。

○新型コロナウイルス（SARS-CoV2）

「重症急性呼吸器症候群（SARS）」や「中東呼吸器症候群（MERS）」といったコロナウイルスのひとつです。一般的には飛沫感染や接触感染で感染します。

静岡県土地改良施設維持管理事業継続計画 モデルプラン

II 本編(BCPの策定・運用について)

II BCPの策定・運用について

本項目では、各章・節の解説に従って検討を行い、記入様式を参考に各施設管理者ごとに使いやすい形で文書化を行います。また参考資料を添付してありますので、検討の際には参照してください。

第1章 基本方針

本章では、BCPを策定するに当たり、方針、対象範囲など、基本的な事項について定めます。

第1節 BCP策定の目的

大規模地震や豪雨及び感染症により土地改良施設及び管理者が被災・感染し、かつ、ヒト・モノ・カネ・情報・ライフライン等利用できるリソースに制約のある状況下において、土地改良施設の機能回復のために優先すべき業務を特定するとともに、管理事業の継続力向上のために必要な措置を定め、優先業務の立ち上げ時間の短縮やその業務レベルの向上に資することを目的として記載します。

BCP策定の目的 (様式1-1)…例

〇〇土地改良区は、送水に重要な揚水機場、〇〇.〇km余りの用水路等の施設管理を実施しており、〇〇取水工からの取水量が約〇〇.〇m³/sを超える当該地区の営農に非常に重要な役割を担っている。

従って、地震や豪雨及び感染症により施設及び管理者が被害を受けた場合には、営農者・関係機関はもとより近傍の地域住民に与える影響が大きいため、〇〇地区土地改良施設維持管理事業継続計画を策定し、万が一、被害を受けた場合においても、その役割を果たせるように予め準備する。

【解説】

土地改良施設の災害対策として、まず施設を構造面から耐震化する「防災対策」を計画的に実施していく必要がありますが、多くの費用と時間を要します。また、南海トラフ地震等の大規模地震発生の可能性や近年のゲリラ豪雨の増加傾向等、その対策は急務となっています。

一方、自然災害等により土地改良施設が被災した場合や、新型コロナウイルスに管理者が感染した場合でも、土地改良施設が果たすべき機能を維持していくことは、極めて重要です。そのため、予め被災及び感染を想定して被害の最小化を図るための「減災対策」も併せて実施していく必要があります。

BCPは、被災及び感染者発生後、可能な限り短い時間で機能を回復させるため、業務の遂行に必要なリソースが被害を受けることを前提に必要な措置を検討するものであり、被災及び感染時における「減災対策」としても大変有効です。

そこで、BCPの策定については、災害発生の事前及び事後に対応すべき、ハード及びソフト対策を検討・準備することで、発災後の対応力を向上させ、従来よりも速やかにかつ高レベルで土地改良施設が果たすべき機能を回復させることを目的とします。

第2節 BCPの位置付け

BCPの位置付けや、他計画との関係について、整理し、記載してください。

BCPの位置付け (様式1-2)…例

〇〇土地改良区の土地改良施設維持管理事業継続計画（以下、BCPという。）は、今後発生及び拡大が心配されている南海トラフ地震や豪雨及び新型コロナウイルス感染症に備え、緊急対策業務の実施体制・実施事項及び実施方法を定めることに重点を置き、災害及び感染症の予防段階から仮復旧段階までの対応計画を取りまとめたものである。

なお、本格的な復旧・復興については、災害復旧事業等で対応することとし、本計画には含まない。

また、上流施設は〇〇取水工から取水し下流に送水する施設で、〇〇用水農業水利事業所の管理であることから同事業所と連携する。

本計画作成後には、訓練、対策の積み重ね、災害に関する経験及び状況の変化等により、本計画の見直しを行い必要な修正を加え、より実情に応じたものとする。

【解説】

BCPに基づいて対応する期間（対象期間）は、代替手段や応急復旧により、目標とするレベルの機能が確保されるまでの期間を基本とします。

本復旧は、実際の被害状況によって対応が大きく異なり、また、発災直後に比べ状況が落ち着いてから実施されることが多いため、リソースに制約がある状況下を前提とするBCPの対象に含める必要はありません。

ただし、対象期間内に本復旧が可能なケースでは、本復旧まで含めて検討してください。

また、共有施設等について、災害時の対応を別途定めている場合は、BCP作成に当たり調整が必要です。

第3節 BCPの対象範囲

BCPの対象範囲等は以下を基本とします。台帳等を整理し、漏れのないよう記載してください。

(1) 対象施設は、管理者として管理すべき施設をすべて含めてください。

(2) 対象業務は、施設管理者が主体となって実施しているものを中心としてください。

対象施設(様式1-3) (A表) …例

番号	工種	造成主体	名称	規模	数量	構造	影響を及ぼす施設等	備考
1	拠点	土地改良区	〇〇事務所	延べ面積 400㎡	1棟	2階建 鉄筋コンクリート造		〇人勤務
2	揚水機場	農林水産省	〇揚水機場	揚水量 10m ³ /min	1棟	ポンプφ200mm× 320kw×2台	公民館(避難所) が近接	ポンプメーカー〇〇 工業
3	開水路	農林水産省	〇幹線用水路	計画流量 2.5m ³ /s	7,000m	三面コンクリート	民家密集地や 鉄道が近接、 上水と共用	〇〇分水 …
4	開水路	農林水産省	〇支線用水路	計画流量 2.5m ³ /s	5,000m	三面コンクリート		隧道1箇所
5	…							

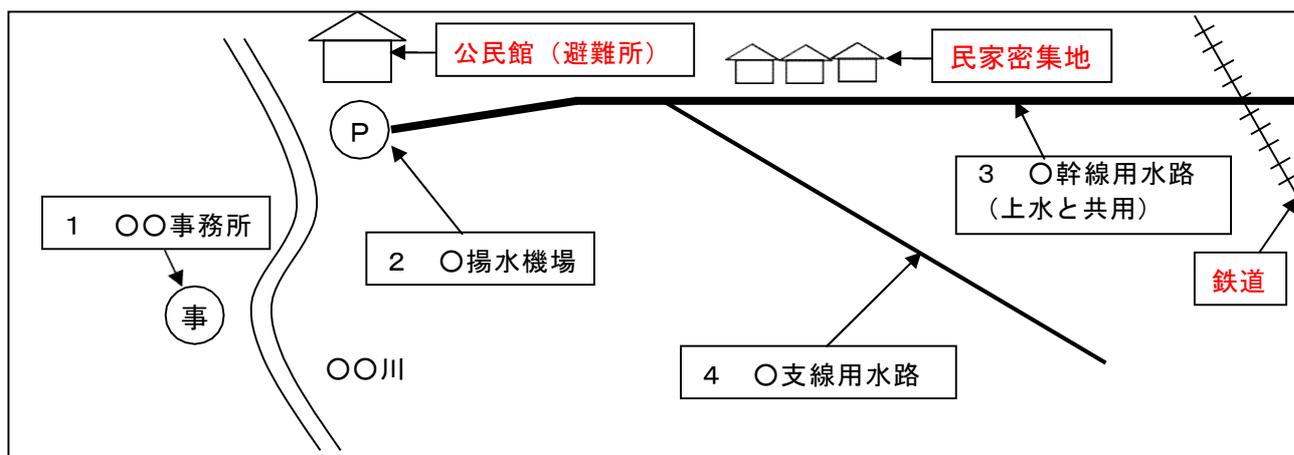
※ 工種：拠点、開水路、パイプライン、頭首工、揚水・排水機場、ため池、ファームポンド等を記載（各管理主体の管理実態に応じて、ゲート、バルブ等の付帯設備毎に記載）

※ 備考：災害時に必要となる情報（機械設備のメーカー等）を記載

対象業務(様式1-3-2) (A表) …例

番号	課名	通常・臨時	業務名	業務内容	必要人員	作業箇所	必要機器等
1	〇〇課	通常	財務会計	財務及び会計処理業務（支払）	2人	事業所	パソコン
2	〇〇課	通常	農地転用	農地転用業務（意見書発行）	1人	事業所	パソコン
3	〇〇課	通常	補助金申請	土地改良事業の補助金申請書類作成	2人	事業所	パソコン
4	〇〇課	通常	取水及び排水	農水の取水及び排水の監視、操作	3人	監視室及び 現地	パソコン
5	…						

対象施設位置図(図-1)…例



【解説】

BCPの対象施設は、土地改良施設管理者として管理する全ての土地改良施設を基本とします。ただし、被災時に二次災害が懸念される施設や規模の大きい施設のみ対象とすることも可能です。

BCPの対象となるすべての管理施設の名称や基本的な施設情報を一覧表に整理します。また、施設の位置を地図上に記します。

既存の施設管理台帳等があれば、それを活用してください。

対象業務は、施設管理者が主体となって実施しているものを中心とします。各改良区で、事務分掌等を作成している場合は参考にし、極力細分化した形で記載するようにしてください。また、業務によっては時期や年度によって内容等異なる場合が想定されるため、随時見直し及び追記することが必要になります。

第4節 BCP策定メンバー

BCPを策定するにあたり、組織内で策定の中心となるメンバーを定めます。

BCP策定メンバー (様式1-4) …例

区分	部署・役職名	氏名	備考
総括責任者	〇〇課長	〇〇 〇〇	
サブリーダー	〇〇課長補佐	〇〇 〇〇	
〇〇部代表	〇〇課 主幹兼係長	〇〇 〇〇	
〇〇部	〇〇課 技師	〇〇 〇〇	
△△部代表	△△課 主幹	〇〇 〇〇	
△△部	△△課 主任	〇〇 〇〇	

- 区分：区分には、責任者、サブリーダー、各部代表、事務局などを記入した上で担当者を決め、組織横断的な体制を構築（必要に応じて複数担当者を決めてください）

【解説】

組織内で、BCPを策定・運用・見直しを行うための体制を定めますが、その際に防災担当者だけに任せるのではなく、全ての部署から横断的に参画者を人選してください。

組織の全ての部署の参画がなければ、事業継続に必要な対策を漏れなく実施することはできません。一部でも対策に漏れがあれば、それが支障となって事業が中断してしまう可能性があります。

また必要に応じて、施設の造成者である国、県、市町等の関係者にも参画を要請してください。

第5節 BCP策定に係る関係団体

BCPは、施設管理団体の他に、関係機関（農水省関東農政局、静岡県、関係市町）や関係企業等と施設管理主体が相互に連携を図りながら策定する体制を構築することが必要であるため、事前に整理します。

BCP策定に係る関係団体 (様式 1-5) ……例

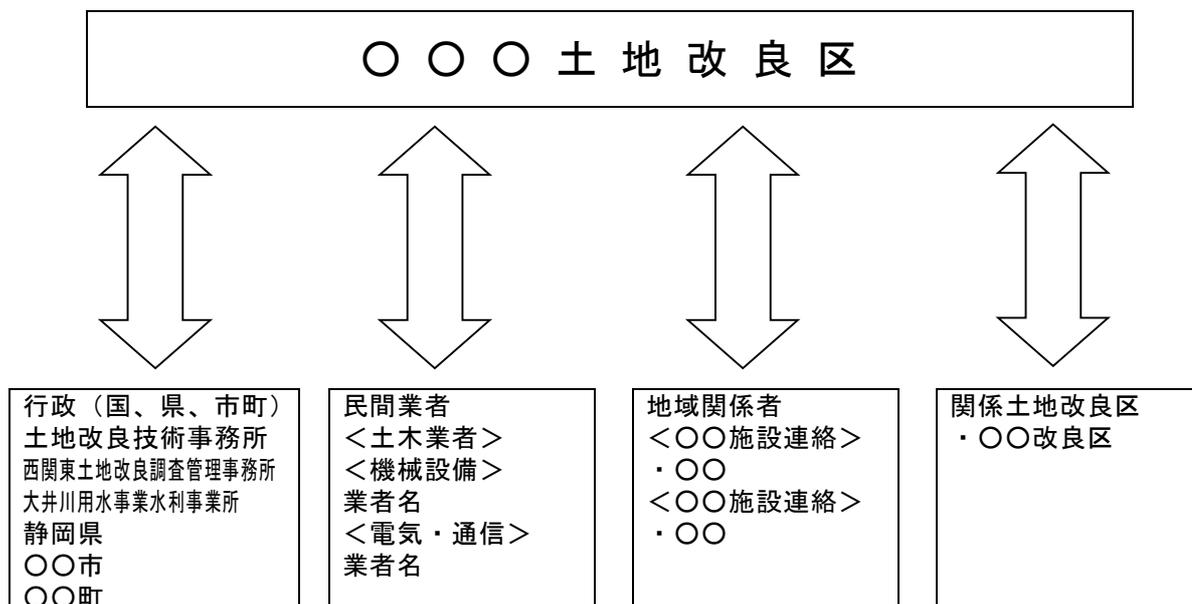
区分	関係団体名	調整する内容
行政（国）	関東農政局〇〇調査管理事務所	・ 震災情報、技術資料の提供
	関東農政局〇〇農業水利事業所	・ 国営工事中の施設に係る情報の提供
行政（県）	静岡県〇〇農林事務所〇〇課	・ 被災情報報告、災害時の応援要請
	静岡県企業局	・ 共有する〇〇施設の災害時の対応
行政（市町）	〇〇市	・ 被災情報報告、災害時の応援要請
	〇〇町	・ 被災情報報告、災害時の応援要請
民間業者	〇〇工業（株）	・ 災害時の応急対策要請
地域関係者	〇〇〇〇	・ 〇〇施設の被災箇所の発見、通報
関係土地改良区	〇〇〇〇改良区	

【解説】

非常時においても優先施設の機能を維持するために、施設管理者が維持管理事業を継続できる体制を構築する必要があります。

さらに、土地改良区が管理する国営・県営施設機能の確保には、関東農政局、静岡県、関係市町をはじめ、水利組合や民間企業等の調整や協力が不可欠となるため、BCPの策定にあたっては、関係者及び調整すべき内容を整理しておいてください。

BCP策定に係る関係団体イメージ



第2章 BCP策定の準備

第1節 地震

大規模地震の発生前後の取組には限られたリソースの中で準備や復旧を進める必要があります。本章では、本編となる第3章「事前取組BCP」と第4章「災害時取組BCP」作成のための準備として、各施設の被害想定を行った上で、地震時に対応を優先すべき施設や業務の選定を行います。

第1項 地震被害想定的前提条件

対象とする地震の規模は、基本的に静岡県最新の地震被害想定に基づき設定します（令和2年10月時点では第4次地震被害想定）。

ただし、各市町や施設管理者の防災計画等でより具体的な被害想定を行っている場合は、そちらを活用してください。

また、発生時期は、用水施設受益の主要な作物が最も水を必要とする時期や、排水施設に関しては、最も降雨量が多い時期とするなど、最も施設が必要とされる時期を想定してください。

さらに、災害発生時に、役職員が勤務場所にいるのか自宅等にいるのか、勤務時間内か夜間・休日かによって初動対応が大きくことなるため、勤務時間内と夜間・休日（勤務時間外）の2パターンを設定することによって現実的な対応をとることが可能となります。

地震被害想定的前提条件(様式2-1-1)…例

項目	前提条件	備考
地震規模	マグニチュード8.2程度	静岡県第4次地震被害想定（レベル2）
発生時期	5月	水稲（代掻き期）
発生日時	勤務時間内（○時）・勤務時間外（○時）	2パターンを設定

【解説】

静岡県の地域防災計画は昭和38年度に策定され、毎年見直しが行われています。平成25年6月には第4次地震被害想定（第一次報告）を取りまとめ、これまで本県が地震被害想定の対象としてきた東海地震のように、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波を「レベル1の地震・津波」と位置付け、さらに、東日本大震災から得られた教訓として、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を「レベル2の地震・津波」とし、二つのレベルの地震・津波を想定の対象としました。

第4次地震被害想定は、東日本大震災をはじめとする第3次地震被害想定（静岡県(2001)）以降に発生した地震・津波災害が残した教訓や蓄積された科学的知見を生かしつつ、この二つのレベルの地震・津波による自然の外力や、それらがもたらす被害の様相を、あらかじめ想定し、今後の地震・津波対策の基礎資料として活用することを目的に実施したものです。

【参考：静岡県第4次地震被害想定】

第2項 土地改良施設の被害想定とリスク評価

施設管理者が実施する事前取組や災害時の応急復旧等取組の業務量を把握するために、取水施設や水路、揚水・排水機場等の土地改良施設毎に、地震による揺れや液状化等の外的要因によるリスク、第三者への影響及び利水者への影響について想定を行います。

なお、各施設のリスクや影響度の判定については、後述する「許容中断時間」「対応の目標時間の決定」を検討していく中で、フィードバックしつつ確定することが必要です。

各改良区で、独自に被害想定及び優先施設の選定を実施済みの場合は、その成果を使用してください。

(1) 外的要因によるリスクの評価

- ア 揺れ（震度）
- イ 液状化
- ウ 津波による浸水
- エ 地すべり
- オ 老朽化
- カ 電気・通信の停止
- キ その他

(2) 第三者への影響の評価

- ア 民家への影響
- イ 公共施設への影響
- ウ 公共交通機関への影響
- エ ライフラインへの影響

(3) 利水者への影響の評価

- ア 施設規模

(1) 外的要因によるリスクの評価

外的要因リスクのチェック表 **（様式 2-2-2）**（A表）…例

様式 1-3	様式 2-2-2								判定基準 大：4以上
	様式 2-2-1								
施設名	揺れ	液状化	津波浸水	地すべり	老朽化	電気・通信停止	その他	集計	外的要因判定
〇〇拠点	大	小	小	小	小	大	—	2	
〇〇機場	小	大	大	小	大	大	—	4	○
〇〇幹線	大	小	大	小	大	小	—	3	
〇〇支線	小	小	大	大	大	小	—	3	

※その他：各改良区で、大地震により想定されるその他のリスクを記載

【解説】

揺れ（震度と耐震設計）、液状化、津波等による浸水、地すべり、老朽化、電気・通信の停止、その他のリスクについて、各施設への影響を大・小で評価します。

次に、個々の項目の評価の数の数を集計し、ある程度の差がつくよう判定基準を定め、大の数が一定以上の施設の判定欄に○を記入する総合的な外的要因リスクの大・小を判定します。

ここでは、影響の大きなリスクの数を集計し、数の多少で判定を行う例を示しますが、必要に応じて各リスクの重みを設定すること等を検討してください。

(外的要因リスクチェック表の評価基準 例)

項目	評価	評価基準	評価	評価基準	備考
揺れ	小		大		アを参照
液状化	小	なし・小	大	中・大	イを参照
津波浸水	小	0.5m未満	大	0.5m以上	ウを参照
地すべり	小	被害対象外、1%未満	大	1%以上、危険個所内	エを参照
老朽化	小	S-4, 5、耐用年数内	大	S-1, 2, 3、耐用年数超	オを参照
電気・通信停止	小	対策済、電気通信未使用	大	未対策	カを参照
その他	小		大		キを参照

ア 揺れによる被害リスク

施設ごとに耐震に係る設計書や耐震診断結果により、想定される震度に対しその影響を評価します。

特に重要な施設については、以下の(ア)により施設ごとにその設計上の耐震の考え方を確認することが望ましいですが、小規模な施設等について設計等の詳細が不明な場合は、以下の(イ)に例示する簡易な評価法を参考にリスク評価を行ってください。

(ア) 設計書による耐震性能の評価

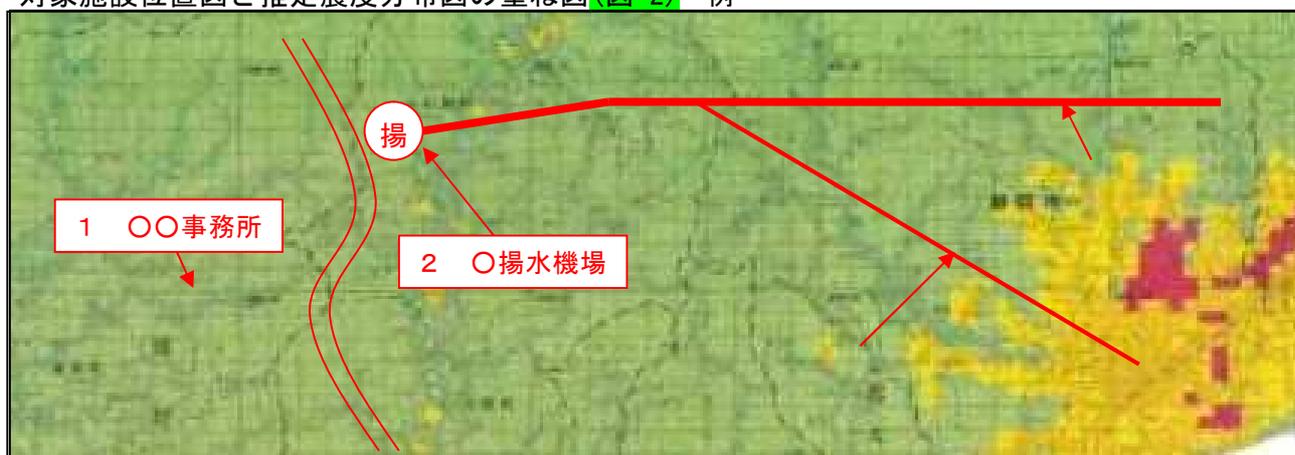
対象施設の設計において、耐震について考慮されている施設は、その耐震性能を把握するため、設計図書等を整理し、揺れに対するリスクの大小を評価します。

評価の結果は、様式 2-2-2 の揺れの欄へ記入します。

(イ) 設計（造成）年度による簡易評価

a 施設の推定震度の把握

対象施設位置図と推定震度分布図の重ね図(図-2)…例



【解説】

第1章第3節で作成した対象施設位置図(図-1)と、県で作成した推定震度分布図等を重ね合わせた図(図-2)を作成します。

【参考：県・市町被害想定情報問い合わせ先】

- b 設計（造成）年度による耐震性能の簡易評価
（行政が事業主体となっている施設に限ります）

揺れに係るリスク 簡易チェック表(様式 2-1-2)…例

様式 1-3	様式 2-2-1			
施設名	想定震度	設計（造成）年度	耐震設計の考慮	影響評価
〇〇機場	6 強	H17	あり	大
〇〇開水路幹線	6 弱	S40	なし	大
〇〇開水路支線	5 強	H18	あり	小

【解説】

a で作成した重ね図(図-2)から、各施設地点の震度を想定する。水路やパイプライン等の線的な施設は、最も推定震度の大きな地点のものを採用します。

また、設計（造成）年度及び、別表「地震・液状化対策の適用基準整理表」により耐震設計基準の有無について調べ、様式 2-2-1 にまとめます。

本様式により想定震度と耐震設計考慮の有無から、揺れに係るリスクを評価します。評価結果は、様式 2-2-2 の揺れの欄へ転記します。

(簡易チェック表の評価基準 例)

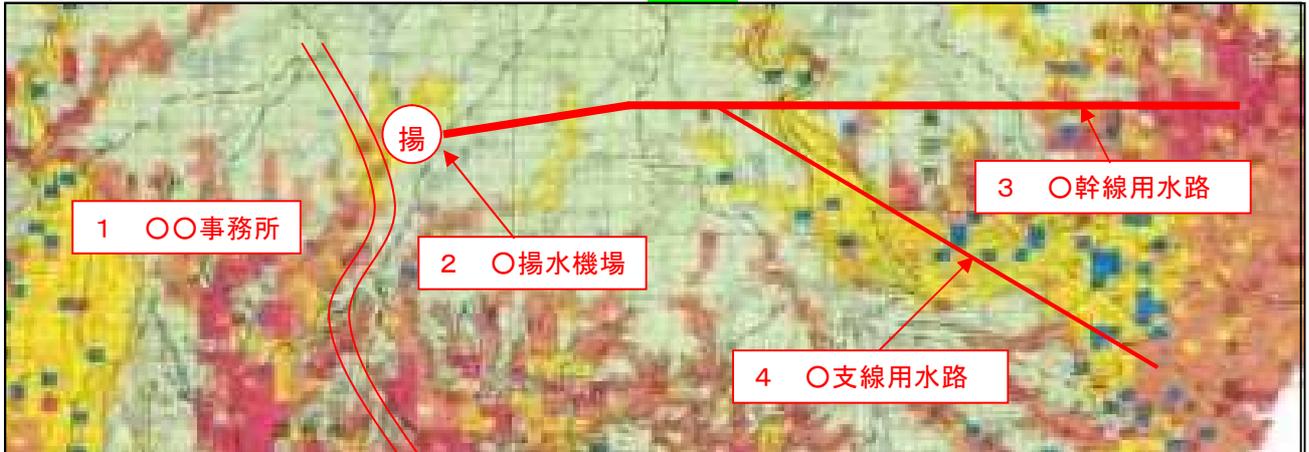
想定震度	耐震設計の基準	
	なし	あり
6 強以上	大	大
6 弱以下	大	小

地震・液状化対策の適用基準整理表

施設区分		A	B	C	D	E	F	G
開水路	築造又は改修年度	～S28	S29～S45	S46～S61	S62～H12	H13～H16	H17～	
	適用基準		計画設計基準設計 水路工 S29.12	計画設計基準設計 水路工 S45.11	計画設計基準設計 水路工 S61.5	計画設計基準設計 水路工 H13.2	土地改良施設耐震設計の手引き H16.3	
	耐震設計	無し	無し	震度法	震度法	震度法	震度法(レベル1、レベル2地震動を考慮)	
	液状化対策	無し	無し	無し	有り	有り	有り	
バイブライン	造成年度	～S48	S49～S52	S53～S62	S63～H10	H11～H17	H17～21	H22～
	適用基準		計画設計基準設計 バイブライン S48.3	計画設計基準設計 バイブライン S52.10	計画設計基準設計 バイブライン S62.3	計画設計基準設計 バイブライン H10.3	土地改良施設耐震設計の手引き H16.3	計画設計基準設計 バイブライン H21.3
	耐震設計	無し	無し	応答変位法	応答変位法	応答変位法	震度法(レベル1、レベル2地震動を考慮)	震度法(レベル1、レベル2地震動を考慮、重要度を考慮)
	液状化対策	無し	無し	有り	有り	有り	有り	有り
頭首工	築造又は改修年度	～S27	S28～S47	S48～S53	S54～H7	H8～H16	H17～H20	H21～
	適用基準		計画設計基準設計 頭首工 S27.10	計画設計基準設計 頭首工 S47.10	計画設計基準設計 頭首工 S53.10	計画設計基準設計 頭首工 H7.7	土地改良施設耐震設計の手引き H16.3	計画設計基準設計 頭首工 H20.3
	耐震設計	無し	震度法	震度法	震度法	震度法(固有周期を考慮)	震度法(レベル1、レベル2地震動を考慮)	震度法(レベル1、レベル2地震動を考慮)
	液状化対策	無し	無し	無し	有り	有り	有り	有り
ポンプ場	造成年度	～S58	S59～H9	H10～H16	H17～H18	H19～		
	適用基準		計画設計基準設計 ポンプ場 S57.12	計画設計基準設計 ポンプ場 H9.1	土地改良施設耐震設計の手引き H16.3	計画設計基準設計 ポンプ場 H18.2		
	耐震設計	無し	震度法	震度法	震度法(レベル1、レベル2地震動を考慮)	震度法(レベル1、レベル2地震動を考慮)		
	液状化対策	無し	有り	有り	有り	有り		
ため池	築造又は改修年度	～H12	H13～H16	H17～H18	H19～			
	適用基準		設計指針ため池整備 H12.2	土地改良施設耐震設計の手引き H16.3	設計指針ため池整備 H18.2			
	耐震設計	無し	震度法	震度法(施設の重要度を考慮)	震度法(レベル1地震動)			
	液状化対策	無し	有り	有り	有り			
ため池(堤高15m以上でダムの設計基準を使用しているもの)	築造又は改修年度	～S31	S32～S56	S57～H15	H16～			
	適用基準		計画設計基準設計 ダム(フィルダム) S31.4	計画設計基準設計 ダム(フィルダム) S56.4	計画設計基準設計 ダム(フィルダム) H15.4			
	耐震設計	無し	震度法	震度法	震度法(レベル1、レベル2地震動を考慮)			
	液状化対策	無し	無し	有り	有り			
ファームポンド	築造又は改修年度	～H11	H12～H16	H17～				
	適用基準		計画設計基準設計 ファームポンド H11.3	土地改良施設耐震設計の手引き H16.3				
	耐震設計	無し	震度法(レベル1、レベル2地震動を考慮)	震度法(レベル1、レベル2地震動を考慮)				
	液状化対策	無し	無し	無し				

イ 液状化による被害リスク

対象施設位置図と推定液状化危険度図の重ね図(図-3)…例



【解説】

第1章第3節で作成した対象施設位置図(図-1)と、県で作成した推定液状化危険度図等を重ね合わせた図(図-3)を作成します。

図から各施設の液状化危険度を読み取り、以下の表を参考にリスクを評価します。
評価の結果は、様式2-2-2の液状化の欄へ記入します。

(液状化の評価基準 例(再掲))

項目	評価	評価基準	評価	評価基準	備考
液状化	小	なし・小	大	中・大	静岡県第4次被害想定 推定液状化危険度図による

ウ 津波による被害リスク

【解説】

イと同様に、第1章第3節で作成した対象施設位置図(図-1)と、県で作成した推定津波浸水域図を重ね合わせた図(図-4)を作成します。

図から各施設の浸水深を読み取り、以下の表を参考にリスクを評価します。
評価の結果は、様式2-2-2の津波浸水の欄へ記入します。

(津波の評価基準 例(再掲))

項目	評価	評価基準	評価	評価基準	備考
津波浸水	小	0.5m未満	大	0.5m以上	静岡県第4次被害想定 推定津波浸水域図による

エ 地すべりによる被害リスク

【解説】

イと同様に、第1章第3節で作成した対象施設位置図(図-1)と、県で作成した山・崖崩れによる推定建物被害率図を重ね合わせた図(図-5)を作成します。

図から各施設の山・崖崩れに起因する建物被害率を読み取り、以下の表を参考にリスク

を評価します。

評価の結果は、様式 2-2-2 の地すべりの欄へ記入します。

(地すべりの評価基準 例 (再掲))

項目	評価	評価基準	評価	評価基準	備考
地すべり	小	被害対象外、 被害率 1%未満	大	被害率 1%以上、 大規模崩壊危険箇所・地 すべり危険箇所・急傾斜 地崩壊危険箇所内	静岡県第 4 次被害想定 山・崖崩れによる推定建物被害率図による

オ 老朽化による被害リスク

【解説】

施設の機能診断評価結果から、老朽化に伴う地震への耐久力の低下によるリスクを評価します。

機能診断を実施していない場合は、施設を造成してからの経過年数が標準耐用年数を超過しているか否かによって、評価します。

評価の結果は、様式 2-2-2 の老朽化の欄へ記入します。

(老朽化の評価基準 例 (再掲))

項目	評価	評価基準	評価	評価基準	備考
老朽化	小	機能診断 S-4, 5 耐用年数内	大	機能診断 S-1, 2, 3 耐用年数超	施設資料

(標準耐用年数)

工 種	標準耐用年数	工 種	標準耐用年数
貯水池・ダム	80年	水門・樋門	30年
頭首工・堰	50年	水路(開水路・パイプライン)	30年
ファームポンド	50年	機場(揚排水機)	20年

カ 電気・通信機器の停止による被害リスク

【解説】

大規模地震の発生により、電気や通信が長時間停止する恐れがあることから、これらの停止によって生じる被害リスクを評価します。ただし発電機の導入等対策済みの場合はこれを考慮し、評価します。

評価の結果は、様式 2-2-2 の電気・通信停止の欄へ記入します。

(電気・通信停止の評価基準 例 (再掲))

項目	評価	評価基準	評価	評価基準	備考
電気・通信停止	小	対策済、電気・通信未使用	大	未対策	施設資料

キ その他被害リスク

【解説】

その他、考慮すべき大規模地震により生じる特別な被害リスクがある場合は、適宜評価項目を追加し、評価基準を定めて大・小の評価を行います。

評価の結果は、様式 2-2-2 のその他の欄へ記入します。

(2) 第三者への影響の評価

第三者への影響チェック表 (様式 2-2-3) …例

様式 1-3	様式 2-2-3					判定基準 大：1以上
	施設名	民家への影響	公共施設への影響	公共交通機関への影響	ライフラインへの影響	
〇〇拠点	小	小	小	大	1	
〇〇機場	小	大	小	大	2	○
〇〇幹線	大	小	大	大	3	○
〇〇支線	小	小	小	小	0	

【解説】

土地改良施設が被災した場合、周辺の土地の状況や地形、建物への近接度等から、民家へ被害を及ぼす可能性、学校・保育園・病院・公民館等の公共施設への被害、バスの通る幹線道・鉄道等の公共交通機関への被害や、施設を共用している場合は水道・工業用水等のライフラインに与える被害について想定を行い、以下の表を参考に影響度を評価します。

次に、個々の項目の評価の数の数を集計し、ある程度の差がつくよう判定基準を定め、大の数が一定以上の施設の判定欄に○を記入します。

ここでは、影響の大きなリスクの数を集計し、数の多少で判定を行う例を示しますが、必要に応じて各リスクの重みを設定すること等を検討してください。

B C Pを簡素に作成する場合や、地域の実情や施設管理者の意向を反映したい場合は、評価基準によらず過去の被災事例や経験等に基づく主観等から、各項目の影響を直接評価します。

【参考：施設が被災した場合の被害想定例】

(第三者への影響についての評価基準 例)

項目	評価	評価基準	評価	評価基準
民家への影響	小	一戸も無い	大	一戸以上ある
学校・保育園・病院・公民館等への影響	小	一棟も無い	大	一棟以上ある
バス、鉄道路線等への影響	小	影響が無い	大	影響がある
水道、工業用水等への影響	小	施設を共用していない	大	施設を共用している

(3) 利水者への影響（施設規模）の評価

利水者への影響（施設規模）のチェック表(様式 2-2-4)…例

様式 1-3	様式 2-2-4	
	利水者への影響の判定基準	大：1.0m ³ /s 以上
施設名	通水量 (m ³ /s)	利水者への影響判定 (施設規模)
〇〇拠点	—	○
〇〇機場	5.5m ³ /s	○
〇〇幹線	1.2m ³ /s	○
〇〇支線	0.8m ³ /s	

【解説】

土地改良施設が被災した場合、利水者に与える影響について、施設の通水規模を基に評価します。

各施設の通水量を記入し、ある程度の差がつくよう判定基準を定め、一定以上の通水量の施設の判定欄に○を記入します。拠点や水管理システム等、通水量で測れないが被災により配水を停止せざるを得ない施設についても、判定を○とします。

ここでは、通水量の多少で判定を行う例を示しますが、幹線的用水路と支線用水路の区分による判定等でも結構です。

【参考：施設が被災した場合の被害想定例】

第3項 対応優先施設の選定

前項でのリスク、第三者への影響及び利水者への影響による評価に加え、地域特性上の重要度から地震への対応について優先すべき施設を選定します。

対応優先施設 (様式 2-3) (A表) …例

様式 1-3	様式 2-3-1				優先順位判定
	様式 2-2-2	様式 2-2-3	様式 2-2-4		
確認項目	外的要因	第三者への影響	施設規模(重要度)	地域特性上の重要度	
施設名					
〇〇拠点		○	○		B
〇〇機場	○	○	○	○	A
〇〇幹線		○	○		B
〇〇支線					D

【解説】

ダムや一部のため池、排水機場等、大規模で第三者への影響が大きく重要度が明らかな土地改良施設や防火用水や緊急時避難場所として指定されている土地改良施設については、「地域特性上の重要度」に○印を付けて、優先順位を引き上げることもできます。

優先順位は、「外的要因」「第三者への影響」「施設規模」「地域特性上の重要度」の総合判定から、下の表を参考に判定します。施設ごとの差が出ない場合は、項目ごとの判定基準を見直してください。

なお、「第三者への影響」については、人的被害に直接影響を及ぼし兼ねない項目であり、その地域の状況を勘案しながら、場合によっては重みを付加して検討してください。

また、対応優先施設は、一度仮に選定した後、第3章の「事前取組BCP」や第4章の「災害時取組BCP」で定める対応すべき対策のボリュームを検討しながら、何度か見直しをしつつ確定してください。

対応優先施設の確定後は、優先順位の判定結果を色分けする等により、災害時の取り組みをより速やかに実施することができます。

(優先順位の判定基準 例)

優先順位	
A	地域特性上の重要度が該当、または3項目すべて
B	3項目のうち、第三者への影響を含む2項目
C	3項目のうち、外的要因によるリスクと利水者への影響の2項目、または第三者への影響の1項目
D	外的要因によるリスクまたは利水者への影響の1項目、または該当なし

第4項 許容中断時間・非常時優先業務の設定

施設の仮復旧が遅延した場合の社会的影響等を勘案して、非常時に対応すべき業務を完了（または主要部分を完了）させるべき概ねの時間を「許容中断時間」として設定します。

なお、実際に許容中断時間までに対応が可能か否かについては、後述する「非常時優先業務と対応目標時間」と併せて検討を行います。

(1) 許容中断時間の設定

許容中断時間 (様式 2-4-1) …例

許容中断時間	7 日
考え方	本施設の受益地は殆どが水稻を占めていることから、許容中断時間としてかんがい期の水稻の発育に影響のない7日を許容中断時間とする。

【解説】

許容中断時間は、非常時優先業務が完了するまでの時間単位や日数単位等として設定しますが、それらについては、施設の被害状況に応じ、社会的影響が発生する時期や影響が拡大する時期が異なるため、ある程度の幅を持った概念として扱う必要があります。また、施設の復旧だけでなく、代替水源の確保による対応が可能な場合もあります。

考え方の欄には、許容中断時間を設定した根拠を記載します。非常時に対応すべき業務の目的としては、優先順位から第一に人命への影響回避、第二に重要なインフラへの影響回避、第三に農業用水の安定供給が考えられます。許容中断時間は業務継続の観点から農業用水の安定供給を考慮して設定しますが、人命や地域社会に対するリスク、農業水利施設の被災に起因した二次災害の発生リスク等の影響度等を検討することが必要な場合もあります。

また、ここでは、地区内で生産している作物の種類から発育に影響のない期間を設定した例を示しますが、上水・工水等と施設を共有している場合は、施設共有利水者との調整により復旧までの期間が決める必要があるため、整理・検討を行ってください。

なお、限られたリソースの中で業務を進める必要があることを考慮して、必要最小限の対応とすることも必要です。

(作物別の生産減少が生じない期間の目安)

作物名	生産減少が生じない期間の目安
水稻	7 日
茶	7～9 日
みかん	7～10 日

(2) 非常時優先業務・対応目標時間の選定

非常時優先業務と対応目標時間 (様式 2-4-2) …例

非常時優先業務	業務量 (対象施設)	対応目標時間 (震災発生後から)
対策本部の立ち上げ（初動体制構築）	—	1 時間以内
職員等の安否確認、参集の可否確認、関連行政への報告	○人	3 時間以内
関連施設との連絡調整、被災状況の報告…必要に応じて優先施設に絞る	○箇所	12 時間以内
関連行政部局及び施設設置メーカー又は土木業者等との連絡調整、支援要請	○箇所	24 時間以内
緊急点検（一次点検）…必要に応じて優先施設に絞る	○箇所	24 時間以内
支援要請、被災状況の情報発信…必要に応じて優先施設に絞る	○箇所	24 時間以内
緊急点検（二次点検）…必要に応じて優先施設に絞る	○箇所	48 時間以内
緊急調査（専門家による）…必要に応じて優先施設に絞る	○箇所	3 日以内
被災施設の応急復旧対策…必要に応じて優先施設に絞る	○箇所	7 日以内*

※許容中断時間を対応目標時間としてください

【解説】

震災後における土地改良施設管理者の業務には、新たに発生する災害対応業務や継続して実施すべき通常業務があり、これらの業務が遅延することによる農業生産活動及び地域住民への生命、財産、生活や社会経済活動への影響の大きさを総合的に判断し、非常時優先業務が「許容中断時間」までに完了できるのか検討の上、「対応目標時間」を設定します。

また、対応目標時間は許容中断時間と同様に、ある程度の幅を持った概念として扱う必要があります。初動対応が困難な夜間・休日の災害発生も考慮して設定します。

緊急点検について、ダム、ため池には、点検、報告要領が定められているので、関係行政機関への報告期限についても事前に確認しておき、点検の実施時期を定めてください。

許容中断時間内に非常時優先業務が完了することが困難な場合は、優先業務や対象施設の絞り込み、許容中断時間について、再検討を行ってください。

【参考：非常時優先業務（例）】

【参考：静岡県経済産業部農地班災害対策マニュアル】

【参考：国営施設緊急時の連絡体制】

第2節 豪雨

豪雨の発生後の取り組みは、限られたリソースの中で対応を進める必要があります。本節では、本編となる第3章「事前取組BCP」と第4章「災害時取組BCP」作成のための準備として、豪雨時に対応を優先すべき施設や業務の選定を行います。

第1項 豪雨被害想定的前提条件

対象とする豪雨の設定は、基本的に静岡県最新の〇〇に基づき設定します。

ただし、各市町や施設管理者の防災計画等でより具体的な被害想定を行っている場合は、そちらを活用してください。

また、発生時期は、用水施設受益の主要な作物が最も水を必要とする時期や、排水施設に関しては、最も降雨量が多い時期とするなど、被災した場合、施設を含めた周辺が最も危険な状況に陥る場合を想定します。

さらに、災害発生時に、役職員が勤務場所にいるのか自宅等にいるのか、勤務時間内か夜間・休日かによって初動対応が大きくことなるため、勤務時間内と夜間・休日（勤務時間外）の2パターンを設定することによって現実的な対応をとることが可能となります。

豪雨被害想定的前提条件(様式2-1-1)…例

項目	前提条件	備考
豪雨規模	mm/h, mm/day	
発生時期	5月	水稻（代掻き期）
発生日時	勤務時間内（○時）・勤務時間外（○時）	2パターンを設定

【解説】

豪雨被害は降雨強度だけでなく降雨時間に影響を受けることも多いため、地形や計測の状況によっては、河川等の水位や洪水量を被害想定的前提条件に追加します。

【参考：静岡県〇〇被害想定】

第2項 土地改良施設の被害想定とリスク評価

施設管理者が実施する事前取組や災害時の応急復旧等取組の業務量を把握するために、取水施設や水路、揚水・排水機場等の土地改良施設毎に、雨水の流入・浸水や地すべり等の外的要因によるリスク、第三者への影響及び利水者への影響について想定を行います。

なお、各施設のリスクや影響度の判定については、後述する「許容中断時間」「対応の目標時間の決定」を検討していく中で、フィードバックしつつ確定することが必要です。

各改良区で、独自に被害想定及び優先施設の選定を実施済みの場合は、その成果を使用してください。

(1) 外的要因によるリスクの評価

- ア 流入・浸水リスク
- イ 流入リスク低減施設
- ウ 地すべり
- エ その他

(2) 第三者への影響の評価

- ア 民家への影響
- イ 公共施設への影響
- ウ 公共交通機関への影響
- エ ライフラインへの影響

(3) 利水者への影響の評価

- ア 施設規模

(1) 外的要因によるリスクの評価

外的要因リスクのチェック表 (様式 2-2-2) (A表) …例

施設名	様式 2-2-2				判定基準	大：3以上
	流入・浸水リスク	流入リスク低減施設	地すべりリスク	その他	集計	外的要因判定
〇〇拠点	大	大(無)	大		3	○
〇〇機場	大	大(無)	小		2	
〇〇幹線	大	小(有)	小		1	
〇〇支線	小	小(有)	小			
〇〇ため池	小	大(無)	大		2	

※その他：各改良区で、豪雨により想定されるその他のリスクを記載

【解説】

流入・浸水リスク（過去の被害事例や経験を基に評価）、雨水の流入のリスクを低減できる放流口等の施設（流入リスク低減施設）の有無、地すべりリスクについて、各施設への影響を大・小で評価します。

次に、個々の項目の評価の数の数を集計し、ある程度の差がつくよう判定基準を定め、大の数が一定以上の施設の判定欄に○を記入します。

ここでは、影響の大きなリスクの数を集計し、数の多少で判定を行う例を示しますが、必要に応じて各リスクの重みを設定することを検討します。

また、BCPを簡素に作成する場合や、地域の実情や施設管理者の意向を反映したい場合は、評価基準によらず過去の被災事例や経験等に基づく主観等から、各項目のリスク（落雷、暴風等）や影響を直接評価・変更します。

(2) 第三者への影響の評価

第三者への影響チェック表 (様式 2-2-3) …例

様式 1-3	様式 2-2-3					判定基準 大：2以上
	施設名	民家への影響	公共施設への影響	公共交通機関への影響	ライフラインへの影響	
〇〇拠点	小	小	小	大	1	
〇〇機場	小	大	小	大	2	○
〇〇幹線	大	小	大	大	3	○
〇〇支線	小	小	小	小	0	
〇〇ため池	大	小	小	小	1	

【解説】

土地改良施設が被災した場合、周辺の土地の状況や地形、建物への近接度等から、民家へ被害を及ぼす可能性、学校・保育園・病院・公民館等の公共施設への被害、バスの通る幹線道・鉄道等の公共交通機関への被害や、施設を共用している場合は水道・工業用水等のライフラインに与える被害について想定を行い、以下の表を参考に影響度を評価します。

次に、個々の項目の評価の数の数を集計し、ある程度の差がつくよう判定基準を定め、大の数が一定以上の施設の判定欄に○を記入します。

ここでは、影響の大きなリスクの数を集計し、数の多少で判定を行う例を示しますが、必要に応じて各リスクの重みを設定すること等を検討してください。

BCPを簡素に作成する場合や、地域の実情や施設管理者の意向を反映したい場合は、評価基準によらず過去の被災事例や経験等に基づく主観等から、各項目の影響を直接評価します。

【参考：施設が被災した場合の被害想定例】

(第三者への影響についての評価基準 例)

項目	評価	評価基準	評価	評価基準
民家への影響	小	一戸も無い	大	一戸以上ある
学校・保育園・病院・公民館等への影響	小	一棟も無い	大	一棟以上ある
バス、鉄道路線等への影響	小	影響が無い	大	影響がある
水道、工業用水等への影響	小	施設を共用していない	大	施設を共用している

(3) 利水者への影響（施設規模）の評価

利水者への影響（施設規模）のチェック表(様式 2-2-4)…例

様式 1-3	様式 2-2-4	
	利水者への影響の判定基準	大：1.0m ³ /s 以上
施設名	通水量（m ³ /s）	利水者への影響判定 （施設規模）
〇〇拠点	—	○
〇〇機場	5.5m ³ /s	○
〇〇幹線	1.2m ³ /s	○
〇〇支線	0.8m ³ /s	
〇〇ため池	0.4m ³ /s	

【解説】

土地改良施設が被災した場合、利水者に与える影響について、施設の通水規模を基に評価します。

各施設の通水量を記入し、ある程度の差がつくよう判定基準を定め、一定以上の通水量の施設の判定欄に○を記入します。拠点や水管理システム等、通水量で測れないが被災により配水を停止せざるを得ない施設についても、判定を○とします。

ここでは、通水量の多少で判定を行う例を示しますが、幹線的用水路と支線用水路の区分による判定等でも結構です。

【参考：施設が被災した場合の被害想定例】

第3項 対応優先施設の選定

前項でのリスク、第三者への影響及び利水者への影響による評価に加え、地域特性上の重要度から地震への対応について優先すべき施設を選定します。

対応優先施設 (様式 2-3) (A表) …例

様式 1-3	様式 2-3-1				優先順位判定
	様式 2-2-2	様式 2-2-3	様式 2-2-4		
確認項目 施設名	外的要因	第三者への影響	施設規模(重要度)	地域特性上の重要度	
〇〇拠点		○	○		B
〇〇機場	○	○	○	○	A
〇〇幹線		○	○		B
〇〇支線					D
〇〇ため池		○			D

【解説】

ダムや一部のため池、排水機場等、大規模で第三者への影響が大きく重要度が明らかな土地改良施設や防火用水や緊急時避難場所として指定されている土地改良施設については、「地域特性上の重要度」に○印を付けて、優先順位を引き上げることもできます。

優先順位は、「外的要因」「第三者への影響」「施設規模」「地域特性上の重要度」の総合判定から、下の表を参考に判定します。施設ごとの差が出ない場合は、項目ごとの判定基準を見直してください。

なお、「第三者への影響」については、人的被害に直接影響を及ぼし兼ねない項目であり、その地域の状況を勘案しながら、場合によっては重みを付加して検討してください。

また、対応優先施設は、一度仮に選定した後、第3章の「事前取組BCP」や第4章の「災害時取組BCP」で定める対応すべき対策のボリュームを検討しながら、何度か見直しをしつつ確定してください。

対応優先施設の確定後は、優先順位の判定結果を色分けする等により、災害時の取り組みをより速やかに実施することができます。

(優先順位の判定基準 例)

優先順位	
S	地域特性上の重要度が該当、または3項目すべて
A	外的要因によるリスクおよび第三者への影響が該当
B	外的要因によるリスクおよび利水者への影響が該当
C	外的要因によるリスクのみが該当、または第三者への影響および利水者への影響が該当
D	第三者への影響のみが該当
E	利水者への影響のみが該当

第4項 許容中断時間・非常時優先業務の設定

施設の仮復旧が遅延した場合の社会的影響等を勘案して、非常時に対応すべき業務を完了（または主要部分を完了）させるべき概ねの時間を「許容中断時間」として設定します。

なお、実際に許容中断時間までに対応が可能か否かについては、後述する「非常時優先業務と対応目標時間」と併せて検討を行います。

(1) 許容中断時間の設定

許容中断時間 (様式 2-4-1) …例

許容中断時間	7 日
考え方	本施設の受益地は殆どが水稻を占めていることから、許容中断時間としてかんがい期の水稻の発育に影響のない7日を許容中断時間とする。

【解説】

許容中断時間は、非常時優先業務が完了するまでの時間単位や日数単位等として設定しますが、それらについては、施設の被害状況に応じ、社会的影響が発生する時期や影響が拡大する時期が異なるため、ある程度の幅を持った概念として扱う必要があります。また、施設の復旧だけでなく、代替水源の確保による対応が可能な場合もあります。

考え方の欄には、許容中断時間を設定した根拠を記載します。非常時に対応すべき業務の目的としては、優先順位から第一に人命への影響回避、第二に重要なインフラへの影響回避、第三に農業用水の安定供給が考えられます。許容中断時間は業務継続の観点から農業用水の安定供給を考慮して設定しますが、人命や地域社会に対するリスク、農業水利施設の被災に起因した二次災害の発生リスク等の影響度等を検討することが必要な場合もあります。

また、ここでは、地区内で生産している作物の種類から発育に影響のない期間を設定した例を示しますが、上水・工水等と施設を共有している場合は、施設共有利水者との調整により復旧までの期間が決める必要があるため、整理・検討を行ってください。

なお、限られたリソースの中で業務を進める必要があることを考慮して、必要最小限の対応とすることも必要です。

(作物別の生産減少が生じない期間の目安)

作物名	生産減少が生じない期間の目安
水稻	7 日
茶	7～9 日
みかん	7～10 日

(2) 非常時優先業務・対応目標時間の選定

非常時優先業務と対応目標時間 (様式 2-4-2) …例

非常時優先業務	業務量 (対象施設)	対応目標時間
職員の参集、対策本部の立ち上げ（初動体制構築）	—	24 時間程度前
職員の参集可否、施設の点検、減災措置等	○人	12 時間程度前
被害発生		
関連施設との連絡調整、被災状況の把握…必要に応じて優先施設に絞る	○箇所	12 時間以内
関連行政部局及び施設設置メーカー又は土木業者等との連絡調整、被災状況の情報発信	○箇所	24 時間以内
緊急点検（一次点検）…必要に応じて優先施設に絞る	○箇所	24 時間以内
支援要請…必要に応じて優先施設に絞る	○箇所	24 時間以内
緊急点検（二次点検）…必要に応じて優先施設に絞る	○箇所	48 時間以内
緊急調査（専門家による）…必要に応じて優先施設に絞る	○箇所	3 日以内
被災施設の応急復旧対策…必要に応じて優先施設に絞る	○箇所	7 日以内*

※許容中断時間を対応目標時間としてください

【解説】

発災後における土地改良施設管理者の業務には、新たに発生する災害対応業務や継続して実施すべき通常業務があり、これらの業務が遅延することによる農業生産活動及び地域住民への生命、財産、生活や社会経済活動への影響の大きさを総合的に判断し、非常時優先業務が「許容中断時間」までに完了できるのか検討の上、「対応目標時間」を設定します。

また、対応目標時間は許容中断時間と同様に、ある程度の幅を持った概念として扱う必要があります。初動対応が困難な夜間・休日の災害発生も考慮して設定します。

緊急点検について、ダム、ため池には、点検、報告要領が定められているので、関係行政機関への報告期限についても事前に確認しておき、点検の実施時期を定めてください。

許容中断時間内に非常時優先業務が完了することが困難な場合は、優先業務や対象施設の絞り込み、許容中断時間について、再検討を行ってください。

【参考：非常時優先業務（例）】

【参考：静岡県経済産業部農地班災害対策マニュアル】

【参考：国営施設緊急時の連絡体制】

第2章 BCP策定の準備

第3節 新型コロナウイルス感染症

職員が新型コロナウイルスに感染もしくは警戒レベルが高くなった場合には、限られたリソースの中で対応を進める必要があります。本節では、本編となる第3章「事前取組BCP」と第4章「災害時取組BCP」作成のための準備として、対応を優先すべき業務の選定を行います。

第1項 新型コロナウイルス感染症対応の前提条件

想定する新型コロナウイルス感染症範囲とは、「職場内で一人以上の職員が感染したこと」を想定して設定します。

また、用水施設受益の主要な作物が最も水を必要とする時期や、排水施設に関しては、最も降雨量が多い時期とするなど、感染した場合、土地改良施設の維持管理、運営が要員不足により最も困難になる場合を想定しています。

さらに、感染が判明した際に、勤務時間内か夜間・休日かによって初動対応が大きくことなるため、勤務時間内と夜間・休日（勤務時間外）の2パターンを設定することによって現実的な対応をとることが可能となります。

新型コロナウイルス感染症の前提条件(様式 2-1-1-2)…例

項目	前提条件	備考
感染範囲	職場内で一人以上の職員が感染	
発生時期	5月	水稻（代掻き期）
発生日時	勤務時間内（○時）・勤務時間外（○時）	2パターンを設定

【解説】

現在多くの企業や施設で、感染拡大防止に向けた取り組みが行われていますが、万一感染者が発生した場合、業務や職員にどのような影響が発生するのか判断しかねるところがあります。

新型コロナウイルス感染症は潜伏期間が長く、かつ無症状状態でも感染することがわかっています。そのため感染者の発見まで時間がかかること、その間に多くの人に感染している可能性が高いことがあげられます。このことから感染者が発生した場合、感染者だけでなく濃厚接触者も自宅での待機などの処置がとられることから、稼働人員が不足し、通常業務を行うことが困難となり、業務中断せざるを得ないこととなります。

第2項 土地改良施設管理者の業務内容と優先順位

施設管理者が通常実施する業務内容と優先順位を把握するため、業務毎に「業務を停止することによる外部への影響」や「所属先に出向がなくても実施することが可能な業務（リモートワーク）」について想定を行います。

また各改良区で、独自に優先業務の選定を実施済みの場合は、その成果を使用してください。

(1) 業務を停止することによる外部への影響の評価

- ア 第三者への影響
- イ 利水者への影響
- ウ 行政等の関係機関への影響
- エ その他

(2) リモートワーク実施の可否

- ア 機密書類漏出の危険性
- イ 対応機器の準備
- ウ 対面の必要性

(1) 業務を停止することによる外部への影響の評価

外部への影響評価表 (様式 2-2-2-2) (A表) …例

様式 1-3-2 業務名	様式 2-2-2				判定基準 集計	大：2以上 外部への影響 判定
	第三者への 影響	利水者への 影響	関係機関への 影響	その他		
〇〇	大	大	大		3	○
〇〇	大	大	小	小	2	○
〇〇	小	大	小	小	1	
〇〇	小	小	小	小		
〇〇	小	大	大	小	2	○

※その他：各改良区で、業務停止により想定されるその他の影響を記載

【解説】

業務を停止したことによって生じる「第三者への影響」、「利水者への影響」、「関係機関への影響」及び「その他」について、各業務への影響を大・小で評価します。

次に、個々の項目の評価の数の数を集計し、ある程度の差がつくよう判定基準を定め、大の数が一定以上の業務の判定欄に○を記入します。

ここでは、影響の大きなリスクの数を集計し、数の多少で判定を行う例を示しますが、必要に応じて各リスクの重みを設定することを検討します。

また、BCPを簡素に作成する場合や、地域の実情や施設管理者の意向を反映したい場合は、評価基準によらず過去の事例や経験等に基づく主観等から、各項目の影響を直接評価・変更します。

(2) リモートワーク実施の可否

リモートワーク実施の可否表 (様式 2-2-3-2) …例

様式 1-3-2	様式 2-2-3-2				有：1以上 リモートワーク 困難
	判定基準				
業 務 名	機密書類漏洩 の危険性	対応機器 の準備	対面の必要性	その他	
〇〇	有	有	無	無	○
〇〇	無	無	無	無	
〇〇	有	無	有	無	○
〇〇	無	無	有	無	○
〇〇					

※対応機器の準備：必要な機器がパソコンのみの場合は、無を記載する。パソコン以外で自宅等準備することが困難な場合は有を記載する。

【解説】

職員が感染した場合、消毒作業等による事業所の一時的な閉鎖や、出勤者数を減らすことを目的とした変則的な勤務体制が想定されることから、リモートワーク実施の可否を事前に検討することは、業務毎の優先順位を決めるうえで重要となります。

リモートワークの可否判定をする場合、「機密書類漏洩の危険性」や「対応機器の準備」、「対面の必要性」及び「その他」について、各業務への影響を有・無で評価します

次に、業務毎に有無を確認して有が1以上の場合に判定欄に○を記入します。

第3項 対応優先業務の選定

前項での業務停止による外部への影響、リモートワーク実施の可否に加え、業務特性上の重要度から新型コロナウイルス感染症への対応について優先すべき業務を選定します。

対応優先業務 (様式 2-3-2) (A表) …例

様式 1-3-2	様式 2-3-2			優先順位判定
	様式 2-2-2-2	様式 2-2-3-2	様式 2-2-4-2	
確認項目 業務名	外部への影響	リモートワーク困難	業務特性上の重要度	
〇〇	○	○		B
〇〇	○	○	○	A
〇〇	○	○	○	S
〇〇				D
〇〇		○		C

【解説】

緊急性の高い業務（報告期限が短い重要な調査等）については、「業務特性上の重要度」に○印を付けて、優先順位を引き上げることもできます。

優先順位は、「外部への影響」「リモートワーク困難」「業務特性上の重要度」の総合判定から、下の表を参考に判定します。業務ごとに差が出ない場合は、項目ごとの判定基準を見直してください。

なお、「外部への影響」については、人的被害に直接影響を及ぼし兼ねない項目であり、その業務の状況を勘案しながら、場合によっては重みを付加して検討してください。

また、対応優先業務は、一度仮に選定した後、第3章の「事前取組BCP」や第4章の「災害時取組BCP」で定める対応すべき対策のボリュームを検討しながら、何度か見直しをしつつ確定してください。

対応優先業務の確定後は、優先順位の判定結果を色分けする等により、感染時の取り組みをより速やかに実施することができます。

(優先順位の判定基準 例)

優先順位	
S	3項目すべて且つ中断が許されない業務
A	3項目すべて
B	何れか2項目
C	何れか1項目
D	該当なし

第4項 許容中断時間・非常時優先業務の設定

職員の感染が判明した場合の影響等を勘案して、非常時に対応すべき業務を完了（または主要部分を完了）させるべき概ねの時間を「許容中断時間」として設定します。

なお、実際に許容中断時間までに対応が可能か否かについては、後述する「非常時優先業務と対応目標時間」と併せて検討を行います。

(1) 許容中断時間の設定

許容中断時間 (様式 2-4-1-2) …例

許容中断時間	7 日
考え方	本施設の受益地は殆どが水稻を占めていることから、許容中断時間としてかんがい期の水稻の発育に影響のない7日を許容中断時間とする。 ※ただし、第3項「対応優先業務の選定」においてS評価として判定した業務については、中断することが無いように対応する。

【解説】

許容中断時間は、非常時優先業務が完了するまでの時間単位や日数単位等として設定しますが、それらについては、新型コロナウイルスの感染状況に応じて異なるため、ある程度の幅を持った概念として扱う必要があります。

考え方の欄には、許容中断時間を設定した根拠を記載します。第3項「対応優先業務の選定」においてS評価として判定した業務については、中断することが無いように対応する必要があるため、本事項で検討している「中断が許容される業務」はA評価以下の業務となります。

なお、限られたリソースの中で業務を進める必要があることを考慮して、必要最小限の対応とすることも必要です。

(作物別の生産減少が生じない期間の目安)

作物名	生産減少が生じない期間の目安
水稻	7 日
茶	7～9 日
みかん	7～10 日

(2) 非常時優先業務・対応目標時間の選定

非常時優先業務と対応目標時間 (様式 2-4-2-2) …例

非常時優先業務	業務量	対応目標時間
職員の感染確認		
対策本部の立ち上げ		12 時間以内
保健所の調査への協力		—
関係機関への連絡		24 時間以内
勤務体制の検討		36 時間以内
感染者が作業に従事した区域及び機材の消毒（保健所が必要と判断した場合）		3 日以内
業務の再開（A 評価以下の業務）		7 日以内

※許容中断時間を対応目標時間としてください

【解説】

職員の感染後における土地改良施設管理者の業務には、新たに発生する感染拡大防止対応業務や継続して実施すべき通常業務があり、これらの業務が遅延することによる農業生産活動及び地域住民への生命、財産、生活や社会経済活動への影響の大きさを総合的に判断し、非常時優先業務が「許容中断時間」までに完了できるのか検討の上、「対応目標時間」を設定します。

また、対応目標時間は許容中断時間と同様に、ある程度の幅を持った概念として扱う必要があり、初動対応が困難な夜間・休日の災害発生も考慮して設定します。

許容中断時間内に非常時優先業務が完了することが困難な場合は、優先業務や対象業務の絞り込み、許容中断時間について、再検討を行ってください。

第3章 事前取組BCP

災害発生後に許容限界以上のレベルで事業を継続できるよう、発災前に取り組むべき対策について、事業計画を策定します。前章で設定した対応優先施設の順位を考慮しながら、対策が必要な施設には、より具体的な内容や目標年度を設定してください。

第1節 拠点の対策

調査・復旧業務の拠点となる施設について、災害発生後においても必要最低限の機能を維持できるように、事前対策計画を策定します。

執行拠点の対策 (様式 3-1) (B表) …例

様式 1-3	様式 2-3-1	様式 3-1		
施設名	優先順位	現状における課題	対 策	備 考
〇〇 事務所	B	・揺れによる庁舎の倒壊	・庁舎の耐震化工事の実施	H〇年予定
		・揺れによるキャビネットの転倒	・キャビネットの固定、横連結	
		・津波による庁舎の浸水	・台帳のバックアップ(〇〇へ保管)	H〇年予定
		・通信の停止	・携帯電話の整備(〇台→〇台)	

【解説】

拠点となる施設について、第2章で行った被害想定をもとに、現状における課題を整理し、その対策について計画を策定します。対策年度が概ね決まっているものは、備考欄に対策予定年度を記入します。

対策には、費用が必要であることから、予算等も考慮し、現実に即した計画を策定してください。

下の表に、課題とその事前対策の例を示します。

(拠点における課題とその事前対策の例)

課 題	対 策	備 考
・揺れ ・液状化	<ul style="list-style-type: none"> ● 庁舎・設備の耐震化補強工事の実施 ● キャビネットの固定、横連結 ● 引出・扉の飛び出し防止 ● ガラスの飛散防止 ● O A 機器 (P C 、ディスプレイ、コピー機、 F A X 等) の転落・落下防止 	
・津波 ・地すべり	<ul style="list-style-type: none"> ● 台帳等の整備及びバックアップ ● 対策本部の代替措置 	
・老朽化	<ul style="list-style-type: none"> ● 庁舎の老朽化対策工事 	
・電気停止	<ul style="list-style-type: none"> ● 非常用発電機の整備 	
・通信停止	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報伝達用機器 (携帯電話、衛星電話、無線) の複数整備 	

第2節 水利施設の対策

水利施設について、災害発生後においても必要最低限の機能を維持できるよう、事前対策計画を策定します。

水利施設の対策 (様式 3-2) (B表) …例

様式 1-3	様式 2-3-1	様式 3-2		
施設名	優先順位	現状における課題	対 策	備 考
〇〇 機場	A	<ul style="list-style-type: none"> ・揺れによる建屋の倒壊 ・建屋の老朽化 ・電気の停止 	<ul style="list-style-type: none"> ・建屋の耐震化工事の実施 ・建屋の老朽化対策工事の実施 ・非常用発電機の導入 	H〇年予定 H△年予定
〇〇 幹線	B	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の老朽化 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の老朽化対策工事の実施 	H□年予定
〇〇 支線	D	—	—	

※備考には、対策を実施する予定年度等を記載

【解説】

事前に検討した、施設が被害を受けた後、更に被害が拡大する可能性（第三者への影響）のある施設を中心に、被害拡大防止を目的とした施設の整備及び代替設備の整備を計画します。

整備に当たっては、施設が被害を受けた場合の影響度評価やリスク評価などを踏まえ、費用対効果も勘案して設備を決定していく必要があります。

また、災害発生後の状況により第三者や営農への影響が大きくなるものとなる施設（優先施設）では、被害拡大防止を目的とした設備を事前に整備する等の対策を検討します。

下の表に、課題とその事前対策の例を示します。

(水利施設における課題とその事前対策の例)

課 題	対 策	備 考
<ul style="list-style-type: none"> ・揺れ ・液状化 	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設・設備の耐震化補強工事の実施 ● 設備の固定、横連結、ガラスの飛散防止（機場等） ● 破損による漏水に備えた代替バイパス水路の整備（重要な幹線水路等） 	
<ul style="list-style-type: none"> ・津波 	<ul style="list-style-type: none"> ● 浸水防止工事（水密構造工事）（機場等） ● 電気設備の高所への配置換え（機場等） 	
<ul style="list-style-type: none"> ・地すべり 	<ul style="list-style-type: none"> ● 開水路への土砂流入による流水遮断に備えた余水吐の整備 	
<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化 	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設の老朽化対策工事 	
<ul style="list-style-type: none"> ・電気停止 	<ul style="list-style-type: none"> ● 非常用発電機の整備 ● 水門ゲート操作が不能になった場合に備えた角落とし等の整備 	
<ul style="list-style-type: none"> ・通信停止 	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報伝達用機器（携帯電話、衛星電話、無線）の複数整備 ● 連絡員の増員 	

第3節 資機材の準備

優先実施業務を行うために必要な資機材及び感染症対策用備蓄品を確保できるよう、事前対策計画を策定します。

資機材の整備 (様式 3-3) ……例

必要施設	資機材名	保管場所	現状	目標	備考
共通	緊急車両	〇〇事務所	2台	3台	
	可搬式発電機	〇〇事務所	1台	2台	RO年予定
	土のう袋	〇〇倉庫	10袋	20袋	RO年予定
パイプライン	管 (VP100)	△△倉庫	10本 (L=4m)	15本 (L=4m)	
	止水バンド	△△倉庫	15個	15個	

感染症対策用備蓄品リスト (様式 3-3-2) ……例

目的	種類	保管場所	現状	目標	備考
人と接する可能性がある従業員	不織布製マスク	〇〇事務所	40枚/箱×3箱	40枚/箱×4箱	
事業所用	アルコール消毒薬、石鹼	〇〇事務所	500ml×2本	500ml×3本	常用
	体温計(非接触型)	〇〇事務所	1本	1本	常用
在宅勤務をする従業員用	在宅勤務用パソコン	△△倉庫	—	1台	RO年予定
受付等外来者が多数利用する箇所用	パーテーション	△△倉庫	—	1枚	RO年予定

【解説】

○調査・応急措置用資機材の確保

災害発生直後の調査、応急復旧等に必要な資機材を確保し、災害発生後、直ちに使用可能となるよう保管場所を定めておくとともに、備蓄資機材名と数量を把握、整理します。

水利施設については、水路横断構造物の変状、パイプラインの漏水、揚排水機場の故障等の応急復旧に必要な資機材を検討します。備蓄する資材については、保管場所から復旧箇所までの運搬方法についても検討が必要です。

なお、災害時の応急用ポンプは、農林水産省関東農政局土地改良技術事務所で借り受けできる制度があるので、事前に手続き等を確認しておいてください。

【参考：災害応急用ポンプの貸出しについて】

○緊急車両の手続方法

発災時には、公安委員会の決定に基づき交通規制されることが想定されます。このため、市町等の施設管理者は、施設の巡視・応急措置等に用いる車両について、優先実施業務の対象となる施設の周辺道路状況を勘案し、公安委員会（警察）へ事前に緊急通行車両の登録をすることも検討が必要です。

【参考：登録について】

道路交通法 39 条では、緊急自動車を「消防用自動車、救急用自動車その他の政令で定める自動車で、当該緊急用務のため、政令で定めるところにより、運転中のものをいう。」と定義しており、政令（道路交通法施行令）で次のように定義されています。

<道路交通法施行令>

第 13 条 法第 39 条第 1 項の政令で定める自動車は、次に掲げる自動車で、その自動車を使用する者の申請に基づき公安委員会が指定したもの（第 1 号または第 1 号の 2 に掲げる自動車についてはその自動車を使用する者が公安委員会に届け出たもの）とする。

○感染症対策用備蓄品の確保

アルコール消毒薬、石鹼、体温計（非接触型）といった感染症対策用の備品は、常用しローリングストック（常に一定の量を確保できるように、使用した分だけ買い足していくこと）をしてください。

第4節 非常時協力体制の構築

土地改良施設の機能の維持・回復に密接に関係する行政部局や関係企業等の応援・協力体制について、あらかじめ関係者と十分に調整を行います。

災害時協力体制の構築(様式3-4)…例

種類	団体名	相手先 担当者	連絡先	協力体制(協定)の内容	構築(予定) 年度
行政	〇〇市〇〇課	〇〇	00-0000	調査等応援支援	H〇(済)
企業	〇〇工業(株)	〇〇	00-0000	〇〇施設の応急工事	H〇(済)
地域	〇〇〇〇		00-0000	〇〇施設の被災報告	H〇
他改良区	〇〇改良区	〇〇	00-0000	〇〇資材の提供	H〇

【解説】

○関係行政部局等との連携・協力体制の構築

災害発生後の調査、応急復旧等を効率的に実施するため、関連行政部局との協力体制を確立しておくことが大事です。

土地改良施設の被害情報は、施設管理者が自ら収集することが基本となりますが、大規模地震時にはリソースの制約もあり、施設管理者だけでは被害情報の収集が困難になることが予想されます。したがって、優先実施業務を効率的に実施するため、関連行政部局との共同点検調査の実施や情報の共有等、連携・調整が重要です。

また新型コロナウイルス感染時では、調査業務や行政機関への申請書類作成等の作業を関連行政部局に依頼することで、改良区職員だけが対応可能な業務に、人員を配置することが可能となります。

○関係企業等との協定の締結・見直し及び緊急発注体制の構築

調査、応急復旧等を円滑に実行するため、土地改良施設の管理、運転等を行う施設管理者のほか、非常時優先業務の遂行に必要なリソースを有する関係企業等との協定を締結・見直ししておくことが大事です。

関係企業等は、他の団体等とも災害協定を締結している場合があり、発災後にリソースの調達等の競合が予想されます。このためあらかじめリソースの調達方法について詳細に協議をしておくことが必要です。

また、近年の豪雨災害では排水機場の排水ポンプへの浸水を起因とする稼働停止により、湛水被害が拡大し、復旧に多大な影響を与えた事例も出ています。排水ポンプ製造メーカー等との災害協定は最も重要な災害協定の一つです。国営の排水機場については、各地方農政局が(一社)土地改良事業協会と災害協定を締結し、排水機場毎に体制の整備がされています。

なお、協定締結先でBCPを策定していない場合は、協定事項の確実な実施が確保できないことも想定されるため、BCPの策定を促す必要もあります。

○地域関係者との協力体制の構築

施設に近接する住民等の地域関係者からの被災発見通報についても、事前に要請し通報ルートを確立しておくことが大事です。

○他の土地改良区との相互応援体制の構築（支援ルール）

災害発生後に相当量の優先実施業務を実施するためには、被災した土地改良区のみですべて対応することは困難なことから、受け入れ態勢の確保、職員の派遣及び資機材の提供等について、他の土地改良区との相互応援体制を構築、再確認しておく必要があります。

第5節 タイムラインの設定

豪雨には、「台風の接近に伴う豪雨」のようにある程度、事前に予測可能なものと、「突発的・局地的に発生する集中豪雨」のように予測が難しいものもあります。

そのため、豪雨による被害発生を前提に事前行動計画（以下「タイムライン」という。）を策定する場合には、時間軸に加え、作業の内容と手順（順番）を検討し、降雨の強度や水位の上昇度合い等によって時間軸を柔軟に変化させることで災害に対応し、被害の防止・軽減を図ります。

タイムラインの発動は、台風情報、大雨警報及び洪水警報等の気象情報をもとに、理事長や事務局長等の責任者が判断します。

タイムライン（様式 3-5）…例

時間	気象情報等	施設管理者		地方公共団体	受益者・住民	関連団体 (民間企業等)	農政局等
		ソフト対策	ハード対策				
72h 前	○台風予報	①重要施設等の点検	①施設の補修・補強			①施設の補修・補強	補修・補強工法
		②関連施設の操作手順の確認			②受益者への通知		
24h 前		③避難方針の確認、調整		③方針調整			
	○大雨警報 洪水警報	④災害対策本部の設置 ※必要に応じて①②③の措置					
		⑤緊急避難路の要請・指示等		⑤避難指示・勧告	⑤避難指示・勧告		
		⑥ダム・ため池の事前放流		⑥事前連絡			
		⑦取水停止			⑦受益者への通知		
12h 前		⑧関連施設の照査					
		⑨資機材の確認				⑨資機材確保	
6h 前	○特別警報	⑩重要施設等の状況確認など					
		⑪危険箇所からの回避					
豪雨発生	○事象発生	○情報収集 ○重要施設等の点検、支援要請	○施設の応急復旧	○連絡調整		○施設の応急復旧	○技術支援

【解説】

○タイムラインの策定方法と範囲

タイムラインは、管理施設、地域の特徴、過去の被災事例等を踏まえて、行動計画を策定します。

タイムラインは、当該改良区の「現状の管理対応の経験」を基に作成します。発災以前の段階から発災、発災後の対応等について予め調査した上で検討しタイムラインを策定することで、適切な避難行動の実施、二次被害の防止・軽減等を図ることができます。

策定に当たっては、関係行政機関のタイムライン策定状況を確認し、策定している場合は、関係行政機関と調整します。策定していない場合には、独自にタイムラインを策定し、関係行政機関と調整します。

○タイムラインの開始時期

気象予測において、豪雨の発生が懸念されると判断がなされた時点から、タイムラインに沿った行動を実施します。

○重要施設の点検について

施設の優先度評価に基づき、災害発生するまでの時間を考慮して、点検施設を決定します。

○関連施設の操作手順について

既存の操作マニュアルを活用するとともに、複数の人が操作できるようにBCPの訓練等を通して体制を整備します。

○予想不可能な豪雨

豪雨の中には予想不可能な集中豪雨等があり、タイムラインに沿った対応ができない場合があります。この場合、タイムラインに示した対応のうち、豪雨発生までに実施可能なものを取捨選択して対応することを検討します。

第6節 感染症予防対策

新型コロナウイルス感染症については、感染経路の中心は飛沫感染及び接触感染ですが、一定の環境下では、咳やくしゃみ等の症状が無くても感染を拡大させるリスクがあるとされています。また症状が出る前から、感染の可能性もあるため症状が無い方の対策も必要です。特に①密閉空間（喚起の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下「三つの密」という。）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられています。

土地改良区職員や利用者及び関係者への新型コロナウイルスの感染を防止するために、上記三つの密を避けることを踏まえ、次のような対策を実施しましょう。そのため、各々が業務内でのリスクが高まる場面を理解し、適切な感染防止対策を実施する必要があります。

感染症予防対策(様式 3-6)…例

対 策	実施内容	備 考
・ 来訪者の健康管理の徹底	● 来訪者が事業所に入る前に、検温を行い、37.5℃以上の発熱者や体調不良者には来訪を中止してもらう	
・ 通勤方法の変更	● 混雑する時間帯を避けるための時差出勤や自家用車、自転車などによる出勤の推進を図る	
・ マスク着用の徹底	● 屋内屋外問わず、会話する時や人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する	
・ 手洗いと消毒の徹底	● 事業所の入口に手洗い場所を設置し、手洗い、手指の消毒を徹底する	
・ 外出や対面の会議を避ける	● 職員の関係機関への出張や、対面の会議への出席を極力避ける	
・ 職員の健康管理の強化	● 全職員に、定期的な検温と記録を徹底する	
・ 身体的距離の確保	● 人との間隔はできるだけ2m（最低1m）空け、会話時は可能な限り真正面を避ける	
・ 利水者などとの協議	● 利水者などが参加する会議・行事等の開催については、必要性について検討する	
・ 職員に対する感染防止策の啓発	● 職員に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す	
・ 接触確認アプリの活用	● 職員に対し、接触確認アプリ「COCOA」の活用を促す	

【解説】

○来訪者管理の徹底

来訪者が事業所に入る前に検温を行い、37.5℃以上の発熱者や体調不良者には、入場を遠慮していただくことも感染拡大の防止につながります。

○通勤方法の変更

満員電車などでは、多くの人と接触するため、感染の危険性が高まります。そのため、職員が通勤ラッシュ時の電車などの利用を避けるために、時差出勤や自家用車、自転車などによる出勤の推進が重要となります。

○マスク着用の徹底

マスクを着用することで、咳やくしゃみによる飛沫の飛散を抑えることができます。

○手洗いと消毒の徹底

事業所の入口に手洗い場所を設置し、従業員に石鹸及び流水による手洗いを徹底することが重要となります。手洗い場所の設置が難しい場合は、速乾性の消毒用アルコール製剤を設置することも有効です。また、必要に応じて事業所内の換気を行います。

○外出や対面の会議を避ける

県が発表する行動制限や感染の流行状況などを鑑み、職員の出張や対面の会議への出席を必要最小限とし、外出先での感染を避けるよう心掛ける必要があります。

○職員の健康管理の強化

全職員に、毎朝出勤前の検温を徹底し、発熱などの症状がある場合は、出勤しないよう指導することも有効となります。

○身体的距離の確保

職場内における感染の危険性を評価し、感染のリスクが高まるような場所については、対人距離（2メートル以上）を確保するためにレイアウトを変更する、休憩時間をずらして密を避けるなどの対策を実施する必要があります。

○利水者などとの協議

用水組合や利水者などが参加する会議・行事等の開催については、感染拡大を防止するために、必要性・緊急性について事前に検討し、どのような対応をするのかについて、よく話しあっておくことが必要です。

○職員に対する感染防止策の啓発

新型コロナウイルス感染症の予防策の徹底、感染者発生時の感染者・濃厚接触者への対応及び発生時の速やかな連絡窓口への連絡等について、啓発・注意喚起を実施することが重要です。

○接触確認アプリの活用

陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。そのため職員に対して、厚生労働省の接触確認アプリ「COCOA」の活用を促すことが必要です。

第4章 災害時取組BCP

第1節 地震

第1項 非常時の対応手順

被災で混乱した中でも優先業務を継続するために、誰にでも明確にわかるBCPの発動基準をあらかじめ定めておきます。ここで定めた発動基準は、職員全員に周知し、非常時にはこれに基づき職員や関係者が迷いなくBCPを発動する必要があります。

また、第2章で定めた非常時優先業務について、対応の順番をチェックする表を整理します。

(1) BCPの発動基準

BCPの発動基準等(様式4-1-1)…例

	程 度	対 応
地震発生時	震度4以上	職員の参集・出勤
	震度6弱以上	災害対策本部の設置（BCPの発動）
南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	調査中	情報収集
	巨大地震注意	災害対策本部の設置準備（職員の連絡先の確認）
	巨大地震警戒	職員の参集・出勤 災害対策本部の設置（BCPの発動）

【解説】

災害の発生時には、職員が適切に動けるよう、BCPの発動基準を定める必要があります。

また、南海トラフ地震については、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒及び巨大地震注意、調査中）発表時の対応を考えておくことも重要です。

(2) 非常時の対応手順

非常時優先業務と対応目標時間(様式4-1-2)…例

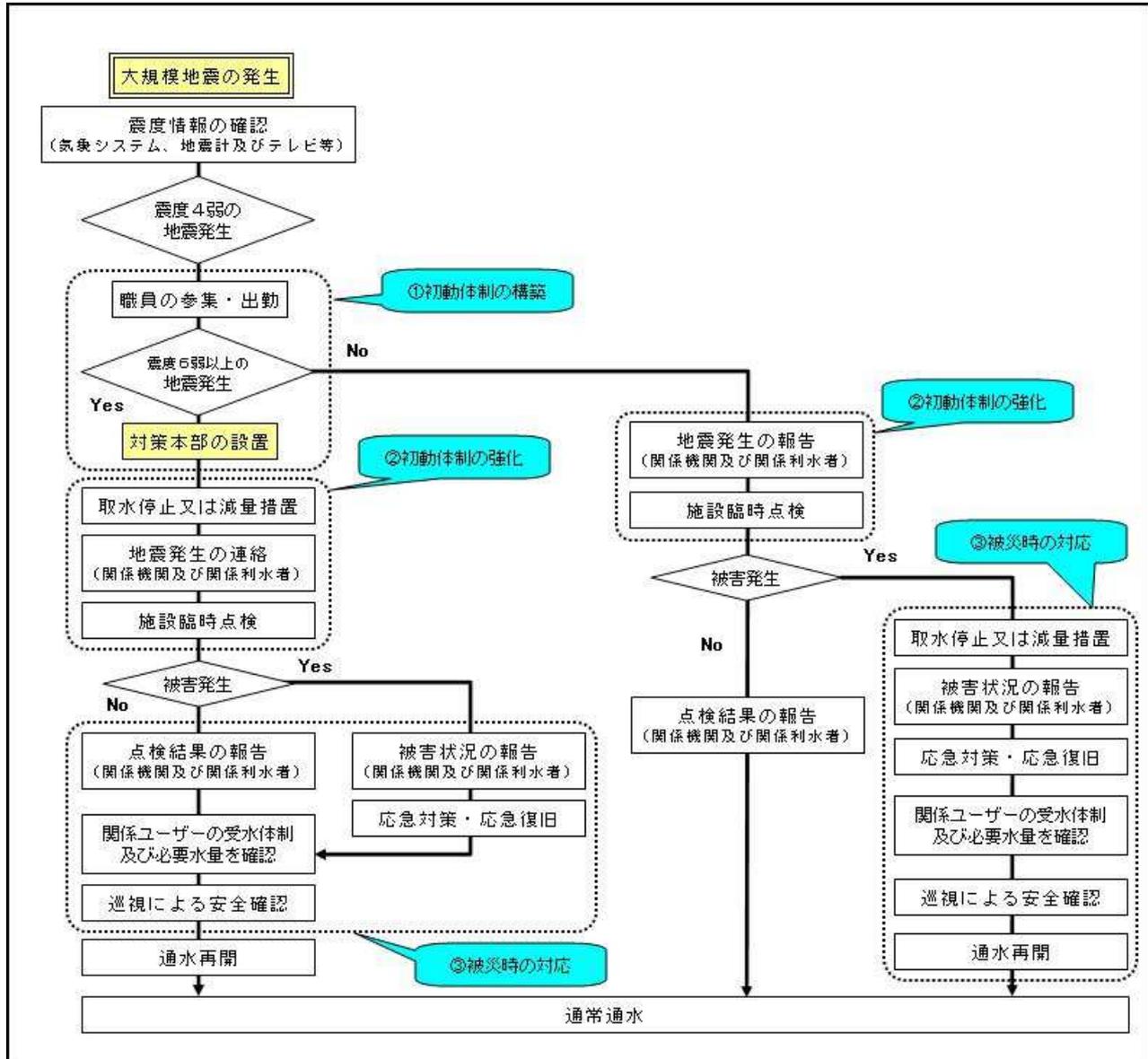
様式 2-4-2			様式 4-2	
非常時優先業務	業務量 (対象施設)	対応目標時間 (震災発生後から)	対応様式	確認欄
対策本部の立ち上げ（初動体制構築）	—	30分以内	4-2-1～4	
職員等の安否確認	○人	12時間以内	4-3-1～2	
関連施設との連絡調整	○箇所	12時間以内	4-4	
関連行政部局及び施設設置メーカー又は土木業者等との連絡調整、支援要請	○箇所	24時間以内	4-5	
緊急点検（第一次、第二次点検）	○箇所	24時間以内	4-6-1～2	
被災状況の情報発信		24時間以内	4-7-1～2	
被災施設の応急復旧対策	○箇所	7日以内*	4-8-1～2	

事前記入	発災後記入

【解説】

第2章第4節で定めた非常時優先業務・対応目標時間を基に、非常時優先業務に対応する様式を確認するとともに、発災後に進捗状況を確認する表を準備しておきます。

農業用水施設の対応フロー（例）



第2項 初動体制の構築

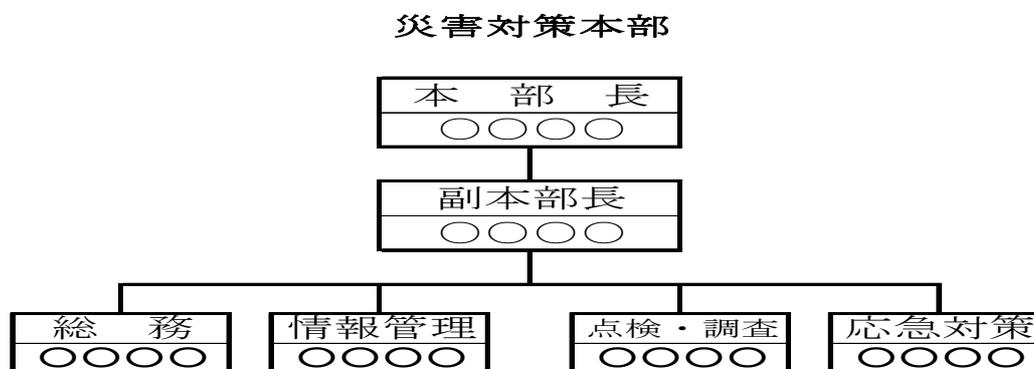
非常時の緊急対策として、施設管理者の誰がどのような役割を果たすのか、またその指揮命令系統について、あらかじめ明確に決めておきます。

さらに、指揮命令系統のキーパーソンが緊急時に不在や連絡が取れない状況においても、指揮命令が滞らないよう、代理者を複数用意し、その代理順位を決めておいてください。

なお、災害対策本部組織図等について、既存の連絡網や組織図等が活用できる場合は、既存資料を用いて整理してください。

(1) 災害対策本部の設置

災害対策本部(様式 4-2-1)…例



災害対策本部の設置 (様式 4-2-2)…例

災害対策本部の設置	
災害対策本部を設置する権限者	(例) 理事長
災害対策本部を設置する権限者の代理者	(例) 副理事長
災害対策本部を設置する場所	(例) ○○土地改良区 (会議室)
災害対策本部の代替設置場所	(例) ○○市役所 (会議室)
災害対策本部の要員	(例) 理事長、副理事長、事務局長、事務長、事業課長等

(2) 非常時対応体制の指揮命令

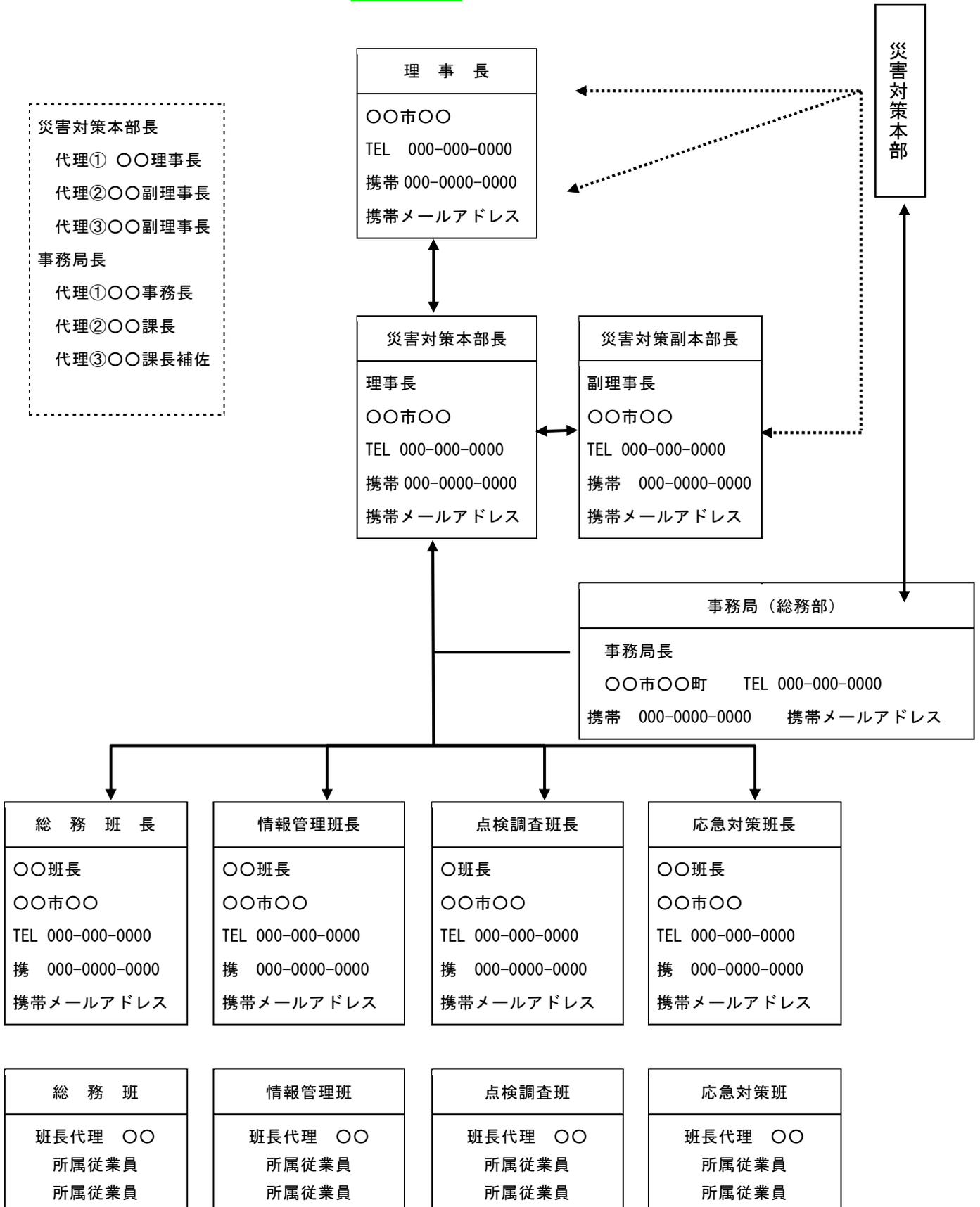
指揮命令等担当者 (様式 4-2-3) …例

担 当	担当 責任者	代行者 1	代行者 2	役 割
本部長	理事長 〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇全体総括・指揮及び判断 〇対策本部の設置、BCP等の実行指揮 〇関係行政等への支援要請
副本部長	副理事長 〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	
総務担当	事務局長 〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇対策本部運営に関する業務
情報管理担当	事業課長 〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇関係行政等への報告 〇各種情報の管理 〇各担当への情報伝達
	関係行政 担当	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇関係行政の窓口
	協力業者 担当	〇〇〇〇		〇協力業者の窓口
点検調査担当	事業課長 補佐 〇〇〇〇	〇〇〇〇		〇臨時点検等への人員配置 〇点検・調査からの報告とりまとめ 〇各担当への情報伝達
応急対策担当	事業課〇 〇班主幹 〇〇〇〇	〇〇〇〇		〇点検結果より応急対策等検討を行う 〇応急復旧等を協力業者等と行う

【解説】

本地区での災害時の指揮命令系統を明確にし、さらに不在や連絡が取れない状況においても、指揮命令が滞らないように、代行者を決定しておくことが重要です。

非常時の対応体制と指揮命令系統 (様式 4-2-4) …例



第3項 職員の安否確認

大規模の地震発災後に、職員の安否と参集可能な人員を整理し、迅速に業務に対応可能な人数を把握できるよう、安否確認の方法や、連絡先を整理します。

安否確認方法一覧表 (様式 4-3-1) …例

安否確認の責任者	責任者：〇〇〇〇 代理者：〇〇〇〇 担当者：〇〇〇〇
安否確認の担当体制	担当者（複数）
安否確認の実施場所	〇〇土地改良区事務所又は代替実施場所 * 夜間・休日の場合の方法も記載することが望ましい。
安否確認の方法・手順	（電話や携帯電話が通じにくいことを考えて、携帯メール、電子メール、ソーシャルネットワーク等を複数活用することが望ましい。）
連絡が取れない場合の対応	例：近隣居住の職員に確認してもらう
死傷者が出た場合の社内情報共有方策	* 理事長、幹部、関連部局への連絡ルールなど

職員の連絡先 (様式 4-3-2)

担当	氏名	住所	自宅電話番号	携帯電話番号	携帯メールアドレス等	左記以外の緊急連絡先		参集の可否	備考
							続柄		
〇班	〇〇〇 〇	〇〇市 〇〇	0000- 00-0000	090- 000-0000	000@00.00 .00	090-000-0000	妻	可・否	
〇班	〇〇〇 〇	〇〇市 〇〇	0000- 00-0000	090- 000-0000	000@00.00 .00	090-000-0000	妻	可・否	本人ケガ
〇班	〇〇〇 〇	〇〇町 〇〇	0000- 00-0000	090- 000-0000	000@00.00 .00	090-000-0000	父	可・否	未連絡 0/0
事前記入								発災後記入	

【解説】

職員等の連絡先を把握するに当たって、すでに連絡網が作ってあれば、それを活用します。

職員の連絡先様式の事前記入の部分には、予め複数の連絡先を記入しておき、発災後記入の部分は、連絡が取れた者から安否や参集の可否を書き入れていきます。

大規模地震時には、交通機関の停止や夜間休日（勤務時間外）で不在等、すべての職員や揚水・排水機場等の運転管理を行う者が参集できないことが想定されます。災害時には速やかに参集可能な人員を整理し、発災後の業務に対応可能な人員を把握できるよう、表を整理しておきます。

第4項 関連施設との連絡調整

非常時には、施設の操作員や、住民からの通報等も含めて、迅速に各施設ごとの状況の把握に努め、被害状況を整理します。

各施設との連絡調整表 (様式 4-4) (C表) …例

様式 1-3	様式 2-3	様式 4-4				
施設名	優先順位判定	操作員 (連絡員)	施設 連絡先	施設被害の状況 (第一報)		
				被害の有無	2次被害の 恐れの有無	状況
〇〇拠点	B	〇〇〇〇	0000-00-0000	有・ 無	有・ 無	
〇〇機場	A	〇〇〇〇	0000-00-0000	有・ 無	有・ 無	
〇〇幹線	B	〇〇〇〇	0500-00-0000	有 ・無	有・ 無	〇付近ヒビ・漏水
〇〇支線	D	〇〇〇〇	0500-00-0000	有・ 無	有・ 無	
事前記入			発災後記入			

【解説】

災害が発生した場合、土地改良施設の被災状況を迅速に把握する必要があります。

また、水路の溢水による周辺家屋や施設の水没の発生など、二次被害の恐れについても確認する必要があります。

様式の事前記入部分は予め調整し記入しておき、発災後記入の部分は、施設状況の第一報が入り次第、書き入れていきます。

被害の報告があった場合は、第6節の緊急点検を早急に実施するような体制づくりを心掛けてください。

第5項 関係団体との連絡調整

災害時における、行政・企業等との協定について、連絡・調整方法を事前にまとめておきます。発災後には、実際の協力の可否、提供人員、提供資機材等を、一覧にまとめ整理します。

関係団体との連絡・調整(様式4-5)…例

様式 3-4						様式 4-5			
種類	団体名	相手先担当者	連絡先	協力体制(協定)の内容	構築年度	協力の可否	提供人員	提供資器材	その他
行政	〇〇市 〇〇課	〇〇〇〇	00- 0000	調査等応援 支援	H〇 (済)	可・否	2	測量 用具	
企業	〇〇工業 (株)	〇〇〇〇	00- 0000	〇〇施設の 応急工事	H〇 (済)	可・否	4	VP100 5本	
事前記入						発災後記入			

【解説】

様式の事前記入の部分は、第3章第4節で事前取組により構築した関係団体との応援・協力体制(様式3-4)について、協議が整っているものを書き出します。

発災後記入の部分には、必要に応じて支援を要請し、その内容を記録していきます。

第6項 緊急点検の実施

発災後は、目標時間として定められた時間内に一次点検及び二次点検を実施し、表にまとめます。

緊急点検及び巡視担当（一次点検・二次点検） **（様式4-6-1、2）**（C表）…例

様式 1-3	様式 4-6-1、2				
	○ 時間以内に実施				
	担当者	点検日時	施設被害の状況		
被害の有 無			2次災害の 恐れの有無	状況	
○○拠点	○○○○	○/○ 00:00	有・ 無	有・ 無	
○○機場	○○○○	○/○ 00:00	有 ・無	有・ 無	建屋南壁面にヒビ割れ
○○幹線	○○○○	○/○ 00:00	有 ・無	有・ 無	No. X 付近ヒビ割れ・漏水 No. Y 付近躯体沈下
○○支線	○○○○	○/○ 00:00	有・ 無	有・ 無	

事前記入	発災後記入

【解説】

一次点検は、時間的制約もあることから、総代及び操作員等にて実施することを検討しておいでください。点検項目や点検様式についても、事前に決めておき、施設担当者に配布しておくような工夫が必要です。

土地改良施設の被害情報は、施設管理者が自ら収集することが基本ですが、大規模地震時にはリソースの制約もあり、施設管理者だけでは、被害情報の収集が困難になることが予想されます。したがって、非常時優先業務を効率的に実施するために、関連行政部局や企業、地域関係者との共同点検調査の実施や情報の共有等の連携体制を整えておくことが重要です。

【参考：施設臨時点検表】

第7項 被害状況の情報発信

発災後には、関係行政機関へ点検状況や被害状況等を連絡し、連絡状況を表へ記録します。

関係行政への報告（一次点検・二次点検） **（様式4-7-1、2）**（G表）…例

様式1-3	様式4-6-1、2					様式4-7-1、2
	○	時間以内に実施				
施設名	担当者	点検日時	施設被害の状況			関係行政への連絡日時
			被害の有無	2次災害の恐れの有無	状況	
○○拠点	○○○○	○/○ 00:00	有・ 無	有・ 無		
○○機場	○○○○	○/○ 00:00	有 ・無	有・ 無	建屋南壁面にヒビ割れ	○/○00:00 ○市○課 FAX
○○幹線	○○○○	○/○ 00:00	有 ・無	有・ 無	No. X 付近ヒビ割れ・漏水	○/○00:00 ○市○課 FAX
○○支線	○○○○	○/○ 00:00	有・ 無	有・ 無		

事前記入	発災後記入
------	-------

【解説】

土地改良施設の被害状況、復旧の見通し等の情報発信は、利水者、受益者だけでなく地域住民にとって重要な情報であるため、適切な情報発信に努めてください。

【参考：静岡県経済産業部農地班災害対策マニュアル】

【参考：国営施設緊急時の連絡体制】

第8項 施設被災時の対応

(1) 資機材の管理

発災後には、調査・応急処置用資機材について、常に最新の残量の管理ができるよう表に整理します。

(2) 応急復旧対策

発災後、被災した施設について、状況に応じて応急復旧対策等を計画、実施し、表に整理します。

- 二次災害防止対策
- 応急復旧対策
- 代替水源対策

(1) 資機材の管理

資機材の管理 (様式 4-8-1) …例

様式 3-3				様式 4-8-1				
必要施設	資機材名	保管場所	現状	被災施設への使用				…
				日時	使用箇所	使用数量	残数量	
共通	緊急車両	〇〇事務所	2台	〇/〇	〇〇揚水機場	1	1	
	可搬式発電機	〇〇事務所	1台	〇/〇	〇〇揚水機場	1	0	
	土のう袋	〇〇倉庫	10袋	〇/〇	〇〇幹線 No. X	3	7	
パイプライン	管 (VP100)	△△倉庫	10本 (L=4m)					
	止水バンド	△△倉庫	15個					

事前記入	発災後記入
------	-------

【解説】

様式の事前記入の部分には、第3章第3節で整理した調査・応急処置用資機材について、様式3-3から現状の数量を書き出しておきます。

発災後記入の部分には、被災施設へ使用するたびに記録し、日時、使用箇所、使用数量、残量等を管理しておきます。

発災後の調査、応急復旧等に必要な資機材は、発災後、直ちに使用可能となるよう保管場所を定めておくとともに、備蓄資材名と数量を常に把握しておくことが大事です。

(2) 応急復旧対策

応急復旧対策 (様式 4-8-2) (C表) …例

様式 1-3	様式 4-8-2		
施設名	応急復旧対策等	着手日時	概算事業費
〇〇拠点			
〇〇機場			
〇〇幹線			
〇〇支線			

事前記入	発災後記入
------	-------

【解説】

発災後記入の部分には、対策が決定した被災施設から順に工事内容等を記録しておきます。

応急対策工事の実施に当たっては、農地・農業用施設災害復旧事業の活用を念頭に、事前に県の各農林事務所農村整備課や、市町の災害担当課へ相談してください。

【参考：県・市町被害想定情報問い合わせ先】

○二次災害防止対策

農業水利施設は、道路や鉄道の横断箇所や管路の道路下埋設区間が多く、また開水路においても、併設する管理用道路が地域住民の生活道路となっている状況もあるため、施設被災に際して第三者被害が懸念されます。

なお、道路の第三者被害防止には通行止め等の措置が必要ですが、その実施にあたっては、次の項目について資料整理等が必要です。

- ①道路の平面図、構造図等の整理
- ②横断橋梁等の建設時協定、引渡協定、管理協定、財産権等の整理
- ③通行止め措置に係る、県道路部局、市町役場との処理方法の手順
- ④管理協定等に基づく費用負担等の明確化

○応急復旧対策

土地改良施設の被災に際し、例えば用水供給の事業継続を実施するためには、関係利水者への供給影響期間の把握が最重要となります。また、その対策は、仮設送水を含む応急対策と本復旧対策に大別されますが、対策期間や施工業者、資機材手当等を整理しつつ、関係利水者の需要量や代替水源調整等を踏まえ、復旧対策を立案する必要があります。

○代替水源計画

関係利水者に上工水等共同利用者が入っている土地改良施設の場合は、用水供給施設が被災した場合、関係利水者のほか国民生活にも著しい影響を及ぼすことが予想されるため、施設管理者としての可能な限りの用水供給継続対策を検討しておく必要があります。

第9項 その他

非常時優先業務を発災後速やかに行えるよう、重要な施設については、通常時の管理規定に加え、大規模地震発生時における施設操作マニュアルについて整理しておきます。

【解説】

地震による土地改良施設の被災が、水路の溢水による周辺家屋や施設の水没、道路や線路など横断構造物への被害等を及ぼすことも想定されます。また、大規模地震時には、関係機関との情報伝達も難しいと想定されるため、重要な施設については、事前に緊急時の操作マニュアルを確認し、もし作成していない場合は、しっかりと定めておく必要があります。

当該施設が農業用水としてのみの利用であれば、大規模地震時に通水を一時停止することも可能ですが、特に上水・工水利用されている場合、利水者から通水の継続若しくは減量対応を求められることが想定され、複雑な対応が必要となります。このような施設では、事前に関係利水者で協議したうえで共通の非常時施設操作マニュアルを策定しておいてください。

第4章 災害時取組BCP

第2節 豪雨

第1項 非常時の対応手順

被災で混乱した中でも優先業務を継続するために、誰にでも明確にわかるBCPの発動基準をあらかじめ定めておきます。ここで定めた発動基準は、職員全員に周知し、非常時にはこれに基づき職員や関係者が迷いなくBCPを発動する必要があります。

また、第2章で定めた非常時優先業務について、対応の順番をチェックする表を整理します。

(1) BCPの発動基準

BCPの発動基準等(様式4-1-1)…例

	程 度	対 応
台風・豪雨接近時	① ○○mm/h、○○mm/3h、○○mm/48h	職員の参集・出勤
	② 大雨警報の発表	
	③ ○○mm/h、○○mm/3h、○○mm/48h	災害対策本部の設置 (BCPの発動)
	④ 大雨特別警報の発表	

【解説】

台風・豪雨接近時には、職員が適切に動けるようタイムライン及びBCPの発動基準を定める必要があります。発動基準は、過去の豪雨災害や災害対応行動、近隣の既往最大降雨や他地域の事例等を参考に、時間雨量、3時間雨量、24時間雨量及び48時間雨量等を設定します。検討に当たっては、受益地が広範囲に渡る場合、場所によって降雨強度に差があること、県等の施設管理者からの指示を得てから管理対応を行う必要があること等、地域の実情を踏まえ、適切なBCPの発動基準を設定します。その他、災害のおそれがある場合等、理事長や事務局長等の判断により必要に応じてBCPを発動しうる体制整備を行います。

(2) 非常時の対応手順

非常時優先業務と対応目標時間(様式4-1-2)…例

様式 2-4-2			様式 4-2	
非常時優先業務	業務量 (対象施設)	対応目標時間 (災害発生後から)	対応様式	確認欄
(対策本部の立ち上げ等)	—	24時間程度前	4-2-1~4	
(職員参集可否、減災措置等)	○人	12時間程度前	4-3-1~2	
災害発生				
関連施設との連絡調整	○箇所	12時間以内	4-4	
関連行政部局及び施設設置メーカー又は土木業者等との連絡調整、支援要請	○箇所	24時間以内	4-5	
緊急点検(第一次、第二次点検)	○箇所	24時間以内	4-6-1~2	

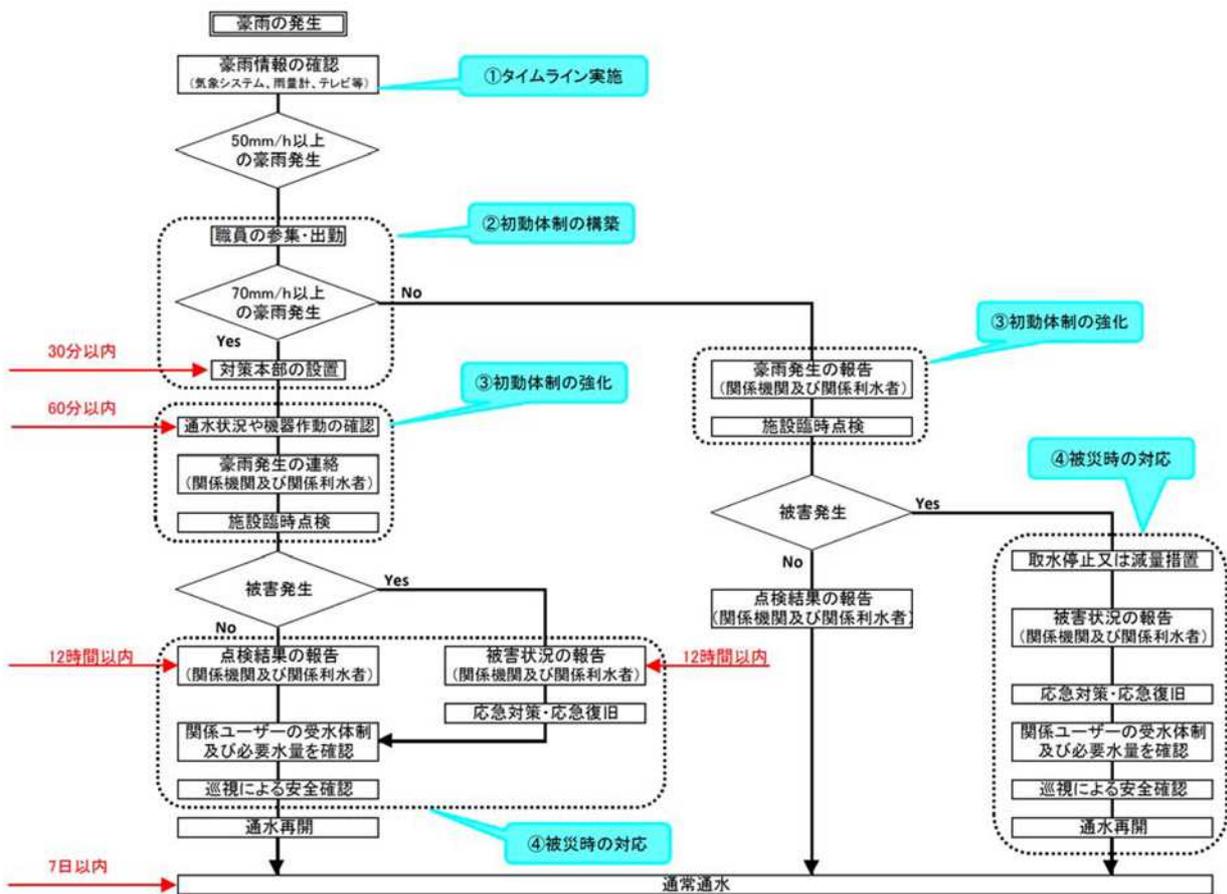
被災状況の情報発信		24 時間以内	4-7-1~2
被災施設の応急復旧対策	○箇所	7 日以内*	4-8-1~2

事前記入	発災後記入
------	-------

【解説】

第2章第4節で定めた非常時優先業務・対応目標時間を基に、非常時優先業務に対応する様式を確認するとともに、発災後に進捗状況を確認する表を準備しておきます。

農業用水施設の対応フロー（例）



第2項 初動体制の構築

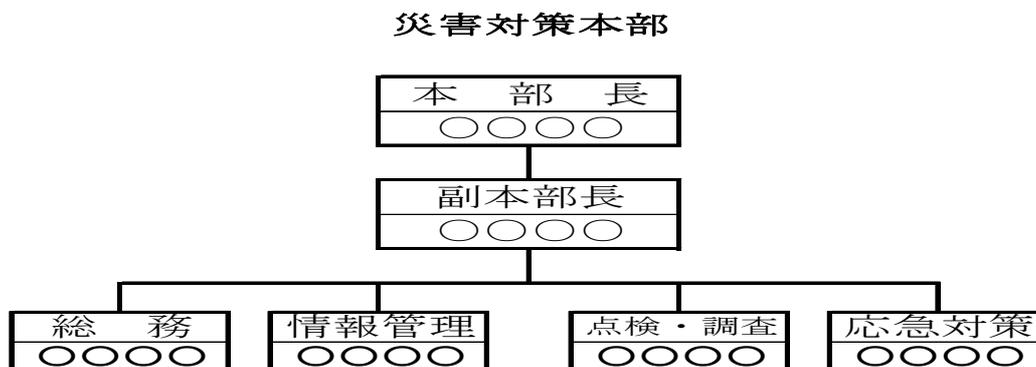
非常時の緊急対策として、施設管理者の誰がどのような役割を果たすのか、またその指揮命令系統について、あらかじめ明確に決めておきます。

さらに、指揮命令系統のキーパーソンが緊急時に不在や連絡が取れない状況においても、指揮命令が滞らないよう、代理者を複数用意し、その代理順位を決めておいてください。

なお、災害対策本部組織図等について、既存の連絡網や組織図等が活用できる場合は、既存資料を用いて整理してください。その際、改良区等ですでに発災時の管理対応が定められている場合は、これらとの調整を図った上で、関係者（行政機関、民間業者等）との連携についてもわかるようにします。

(1) 災害対策本部の設置

災害対策本部 (様式 4-2-1) …例



災害対策本部の設置 (様式 4-2-2) …例

災害対策本部の設置	
災害対策本部を設置する権限者	(例) 理事長
災害対策本部を設置する権限者の代理者	(例) 副理事長
災害対策本部を設置する場所	(例) ○○土地改良区 (会議室)
災害対策本部の代替設置場所	(例) ○○市役所 (会議室)
災害対策本部の要員	(例) 理事長、副理事長、事務局長、事務長、事業課長等

(2) 非常時対応体制の指揮命令

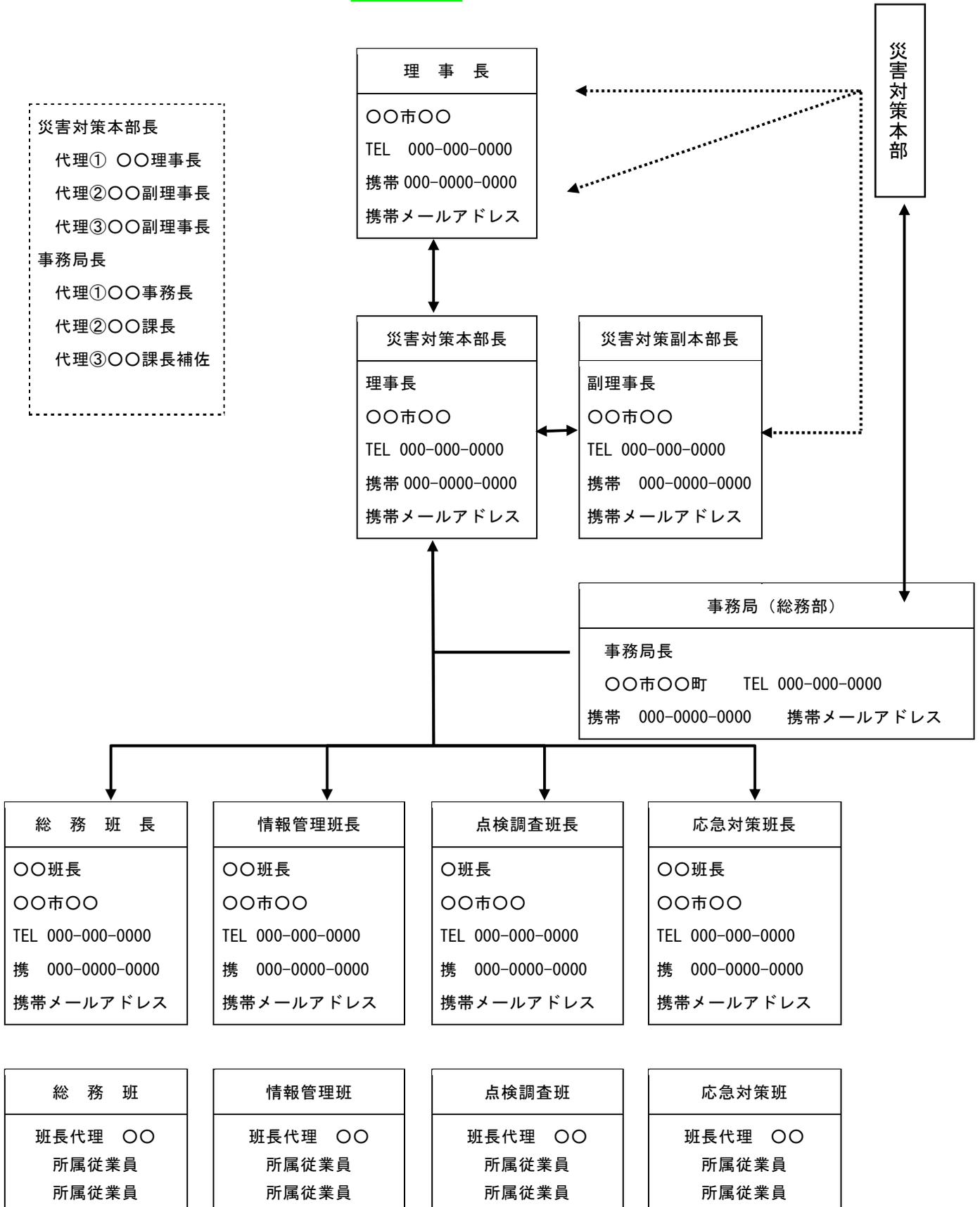
指揮命令等担当者 (様式 4-2-3) …例

担 当	担当 責任者	代行者 1	代行者 2	役 割
本部長	理事長 〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇全体総括・指揮及び判断 〇対策本部の設置、BCP等の実行指揮 〇関係行政等への支援要請
副本部長	副理事長 〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	
総務担当	事務局長 〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇対策本部運営に関する業務
情報管理担 当	事業課長 〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇関係行政等への報告 〇各種情報の管理 〇各担当への情報伝達
	関係行政 担当	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇関係行政の窓口
	協力業者 担当	〇〇〇〇		〇協力業者の窓口
点検調査担 当	事業課長 補佐 〇〇〇〇	〇〇〇〇		〇臨時点検等への人員配置 〇点検・調査からの報告とりまとめ 〇各担当への情報伝達
応急対策担 当	事業課〇 〇班主幹 〇〇〇〇	〇〇〇〇		〇点検結果より応急対策等検討を行う 〇応急復旧等を協力業者等と行う

【解説】

本地区での災害時の指揮命令系統を明確にし、さらに不在や連絡が取れない状況においても、指揮命令が滞らないように、代行者を決定しておくことが重要です。

非常時の対応体制と指揮命令系統 (様式 4-2-4) …例



第3項 職員の安否確認

豪雨等発災後に、職員の安否と参集可能な人員を整理し、迅速に業務に対応可能な人数を把握できるよう、安否確認の方法や、連絡先を整理します。

安否確認方法一覧表 (様式 4-3-1) …例

安否確認の責任者	責任者：〇〇〇〇 代理者：〇〇〇〇 担当者：〇〇〇〇
安否確認の担当体制	担当者（複数）
安否確認の実施場所	〇〇土地改良区事務所又は代替実施場所 * 夜間・休日の場合の方法も記載することが望ましい。
安否確認の方法・手順	（電話や携帯電話が通じにくいことを考えて、携帯メール、電子メール、ソーシャルネットワーク等を複数活用することが望ましい。）
連絡が取れない場合の対応	例：近隣居住の職員に確認してもらう
死傷者が出た場合の社内情報共有方策	* 理事長、幹部、関連部局への連絡ルールなど

職員の連絡先 (様式 4-3-2)

担当	氏名	住所	自宅電話番号	携帯電話番号	携帯メールアドレス等	左記以外の緊急連絡先		参集の可否	備考
							続柄		
〇班	〇〇〇 〇	〇〇市 〇〇	0000- 00-0000	090- 000-0000	000@00.00 .00	090-000-0000	妻	可・否	
〇班	〇〇〇 〇	〇〇市 〇〇	0000- 00-0000	090- 000-0000	000@00.00 .00	090-000-0000	妻	可・否	本人ケガ
〇班	〇〇〇 〇	〇〇町 〇〇	0000- 00-0000	090- 000-0000	000@00.00 .00	090-000-0000	父	可・否	未連絡 0/0
事前記入								発災後記入	

【解説】

職員等の連絡先を把握するに当たって、すでに連絡網が作ってあれば、それを活用します。

職員の連絡先様式の事前記入の部分には、予め複数の連絡先を記入しておき、発災後記入の部分は、連絡が取れた者から安否や参集の可否を書き入れていきます。

豪雨発生時には、交通機関の停止や夜間休日（勤務時間外）で不在等、すべての職員や揚水・排水機場等の運転管理を行う者が参集できないことが想定されます。災害時には速やかに参集可能な人員を整理し、発災後の業務に対応可能な人員を把握できるよう、表を整理しておきます。

第4項 関連施設との連絡調整

非常時には、施設の操作員や、住民からの通報等も含めて、迅速に各施設ごとの状況の把握に努め、被害状況を整理します。

各施設との連絡調整表 (様式4-4) (C表) …例

様式 1-3	様式 2-3	様式 4-4				
施設名	優先順位判定	操作員 (連絡員)	施設 連絡先	施設被害の状況 (第一報)		
				被害の有無	2次被害の 恐れの有無	状況
〇〇拠点	B	〇〇〇〇	0000-00-0000	有・ 無	有・ 無	
〇〇機場	A	〇〇〇〇	0000-00-0000	有・ 無	有・ 無	
〇〇幹線	B	〇〇〇〇	0500-00-0000	有 ・無	有・ 無	〇付近ヒビ・漏水
〇〇支線	D	〇〇〇〇	0500-00-0000	有・ 無	有・ 無	
事前記入			発災後記入			

【解説】

災害が発生した場合、土地改良施設の被災状況を迅速に把握する必要があります。

また、水路の溢水による周辺家屋や施設の水没の発生など、二次被害の恐れについても確認する必要があります。

様式の事前記入部分は予め調整し記入しておき、発災後記入の部分は、施設状況の第一報が入り次第、書き入れていきます。

被害の報告があった場合は、第6節の緊急点検を早急に実施するような体制づくりを心掛けてください。

第5項 関係団体との連絡調整

災害時における、行政・企業等との協定について、連絡・調整方法を事前にまとめておきます。発災後には、実際の協力の可否、提供人員、提供資機材等を、一覧にまとめ整理します。

関係団体との連絡・調整(様式4-5)…例

様式 3-4						様式 4-5			
種類	団体名	相手先担当者	連絡先	協力体制(協定)の内容	構築年度	協力の可否	提供人員	提供資器材	その他
行政	〇〇市 〇〇課	〇〇〇〇	00- 0000	調査等応援 支援	H〇 (済)	<input checked="" type="checkbox"/> 可・否	2	測量 用具	
企業	〇〇工業 (株)	〇〇〇〇	00- 0000	〇〇施設の 応急工事	H〇 (済)	<input checked="" type="checkbox"/> 可・否	4	VP100 5本	
事前記入						発災後記入			

【解説】

様式の事前記入の部分は、第3章第4節で事前取組により構築した関係団体との応援・協力体制(様式3-4)について、協議が整っているものを書き出します。

発災後記入の部分には、必要に応じて支援を要請し、その内容を記録していきます。

第6項 緊急点検の実施

発災後は、目標時間として定められた時間内に一次点検及び二次点検を実施し、表にまとめます。

緊急点検及び巡視担当（一次点検・二次点検） (様式 4-6-1、2) (C表) …例

様式 1-3	様式 4-6-1、2				
	○ 時間以内に実施				
	担当者	点検日時	施設被害の状況		
被害の有 無			2次災害の 恐れの有無	状況	
○○拠点	○○○○	○/○ 00:00	有・ 無	有・ 無	
○○機場	○○○○	○/○ 00:00	有 ・無	有・ 無	建屋南壁面にヒビ割れ
○○幹線	○○○○	○/○ 00:00	有 ・無	有・ 無	No. X 付近ヒビ割れ・漏水 No. Y 付近躯体沈下
○○支線	○○○○	○/○ 00:00	有・ 無	有・ 無	

事前記入	発災後記入

【解説】

一次点検は、時間的制約もあることから、総代及び操作員等にて実施することを検討しておいでください。点検項目や点検様式についても、事前に決めておき、施設担当者に配布しておくような工夫が必要です。

土地改良施設の被害情報は、施設管理者が自ら収集することが基本ですが、豪雨発生時にはリソースの制約もあり、施設管理者だけでは、被害情報の収集が困難になることが予想されます。したがって、非常時優先業務を効率的に実施するために、関連行政部局や企業、地域関係者との共同点検調査の実施や情報の共有等の連携体制を整えておくことが重要です。

【参考：施設臨時点検表】

第7項 被害状況の情報発信

発災後には、関係行政機関へ点検状況や被害状況等を連絡し、連絡状況を表へ記録します。

関係行政への報告（一次点検・二次点検） **（様式4-7-1、2）**（G表）…例

様式1-3	様式4-6-1、2					様式4-7-1、2
	○	時間以内に実施				
施設名	担当者	点検日時	施設被害の状況			関係行政への連絡日時
			被害の有無	2次災害の恐れの有無	状況	
○○拠点	○○○○	○/○ 00:00	有・ 無	有・ 無		
○○機場	○○○○	○/○ 00:00	有 ・無	有・ 無	建屋南壁面にヒビ割れ	○/○00:00 ○市○課 FAX
○○幹線	○○○○	○/○ 00:00	有 ・無	有・ 無	No. X 付近ヒビ割れ・漏水	○/○00:00 ○市○課 FAX
○○支線	○○○○	○/○ 00:00	有・ 無	有・ 無		

事前記入	発災後記入
------	-------

【解説】

土地改良施設の被害状況、復旧の見通し等の情報発信は、利水者、受益者だけでなく地域住民にとって重要な情報であるため、適切な情報発信に努めてください。

【参考：静岡県経済産業部農地班災害対策マニュアル】

【参考：国営施設緊急時の連絡体制】

第8項 施設被災時の対応

(1) 資機材の管理

発災後には、調査・応急処置用資機材について、常に最新の残量の管理ができるよう表に整理します。

(2) 応急復旧対策

発災後、被災した施設について、状況に応じて応急復旧対策等を計画、実施し、表に整理します。

- 二次災害防止対策
- 応急復旧対策
- 代替水源対策

(1) 資機材の管理

資機材の管理 (様式 4-8-1) …例

様式 3-3				様式 4-8-1				
必要施設	資機材名	保管場所	現状	被災施設への使用				…
				日時	使用箇所	使用数量	残数量	
共通	緊急車両	〇〇事務所	2台	〇/〇	〇〇揚水機場	1	1	
	可搬式発電機	〇〇事務所	1台	〇/〇	〇〇揚水機場	1	0	
	土のう袋	〇〇倉庫	10袋	〇/〇	〇〇幹線 No. X	3	7	
パイプライン	管 (VP100)	△△倉庫	10本 (L=4m)					
	止水バンド	△△倉庫	15個					

事前記入	発災後記入
------	-------

【解説】

様式の事前記入の部分には、第3章第3節で整理した調査・応急処置用資機材について、様式3-3から現状の数量を書き出しておきます。

発災後記入の部分には、被災施設へ使用するたびに記録し、日時、使用箇所、使用数量、残量等を管理しておきます。

発災後の調査、応急復旧等に必要な資機材は、発災後、直ちに使用可能となるよう保管場所を定めておくとともに、備蓄資材名と数量を常に把握しておくことが大事です。

(2) 応急復旧対策

応急復旧対策 (様式 4-8-2) (C表) …例

様式 1-3	様式 4-8-2		
施設名	応急復旧対策等	着手日時	概算事業費
〇〇拠点			
〇〇機場			
〇〇幹線			
〇〇支線			

事前記入	発災後記入
------	-------

【解説】

発災後記入の部分には、対策が決定した被災施設から順に工事内容等を記録しておきます。

応急対策工事の実施に当たっては、農地・農業用施設災害復旧事業の活用を念頭に、事前に県の各農林事務所農村整備課や、市町の災害担当課へ相談してください。

【参考：県・市町被害想定情報問い合わせ先】

○二次災害防止対策

農業水利施設は、道路や鉄道の横断箇所や管路の道路下埋設区間が多く、また開水路においても、併設する管理用道路が地域住民の生活道路となっている状況もあるため、施設被災に際して第三者被害が懸念されます。

なお、道路の第三者被害防止には通行止め等の措置が必要ですが、その実施にあたっては、次の項目について資料整理等が必要です。

- ①道路の平面図、構造図等の整理
- ②横断橋梁等の建設時協定、引渡協定、管理協定、財産権等の整理
- ③通行止め措置に係る、県道路部局、市町役場との処理方法の手順
- ④管理協定等に基づく費用負担等の明確化

○応急復旧対策

土地改良施設の被災に際し、例えば用水供給の事業継続を実施するためには、関係利水者への供給影響期間の把握が最重要となります。また、その対策は、仮設送水を含む応急対策と本復旧対策に大別されますが、対策期間や施工業者、資機材手当等を整理しつつ、関係利水者の需要量や代替水源調整等を踏まえ、復旧対策を立案する必要があります。

○代替水源計画

関係利水者に上工水等共同利用者が入っている土地改良施設の場合は、用水供給施設が被災した場合、関係利水者のほか国民生活にも著しい影響を及ぼすことが予想されるため、施設管理者としての可能な限りの用水供給継続対策を検討しておく必要があります。

第9項 その他

非常時優先業務を発災後速やかに行えるよう、重要な施設については、通常時の管理規定に加え、豪雨発生時における施設操作マニュアルについて整理しておきます。

【解説】

豪雨による土地改良施設の被災が、水路の溢水による周辺家屋や施設の水没、道路や線路など横断構造物への被害等を及ぼすことも想定されます。また、台風及び豪雨時には、関係機関との情報伝達も難しいと想定されるため、重要な施設については、事前に緊急時の操作マニュアルを確認し、もし作成していない場合は、しっかりと定めておくことが必要です。

当該施設が農業用水としてのみの利用であれば、台風及び豪雨時に通水を一時停止することも可能ですが、特に上水・工水利用されている場合、利水者から通水の継続若しくは減量対応を求められることが想定され、複雑な対応が必要となります。このような施設では、事前に関係利水者で協議したうえで共通の非常時施設操作マニュアルを策定しておいてください。

また、近年の豪雨災害では排水機場の排水ポンプの浸水による稼働停止が復旧に多大な影響を与えた事例も出ており、事前締結した災害協定に基づき、移動式ポンプの貸与願い、メーカー等の修理依頼等を速やかに行うための準備が必要です。

第4章 災害時取組BCP

第3節 新型コロナウイルス感染症

第1項 感染時の対応手順

感染が拡大する中でも優先業務を継続するために、誰にでも明確にわかるBCPの発動基準をあらかじめ定めておきます。ここで定めた発動基準は、職員全員に周知し、非常時にはこれに基づき職員や関係者が迷いなくBCPを発動する必要があります。

また、第2章で定めた非常時優先業務について、対応の順番をチェックする表を整理します。

(1) BCPの発動基準

BCPの発動基準等(様式4-1-1-2)…例

	程 度 (レベル)	勤務体制	対 応
感染者発生時	職員から1人以上の感染が確認	感染者及び濃厚接触者は自宅待機	感染対策本部の設置、勤務体制の検討
濃厚接触者確認時	職員から1人以上の濃厚接触者が確認	濃厚接触者は自宅待機	勤務体制の検討
新型コロナ感染症対策としての「6段階警戒レベル」別の対応	6(都市封鎖級)	出勤者数3割	外出禁止、勤務体制の検討
	5(特別警戒)	出勤者数5割	外出自粛、勤務体制の検討
	4(警戒)	出勤者数7割	不要不急の外出は控える、勤務体制の検討
	3(注意)	在宅勤務励行	3密回避を含む感染症予防対策の徹底
	2(ほぼ日常)	通常の勤務体制	3密を極力回避、感染症予防対策の励行
	1(ほぼ日常)	通常の勤務体制	3密をできる限り回避、感染症予防対策の励行

【解説】

感染者の発生時に、職員が適切に動けるよう、BCPの発動基準を定める必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症については、静岡県が定める6段階警戒レベル毎の対応を考えておくことも重要です。

(2) 非常時の対応手順

非常時優先業務と対応目標時間(様式4-1-2-2)…例

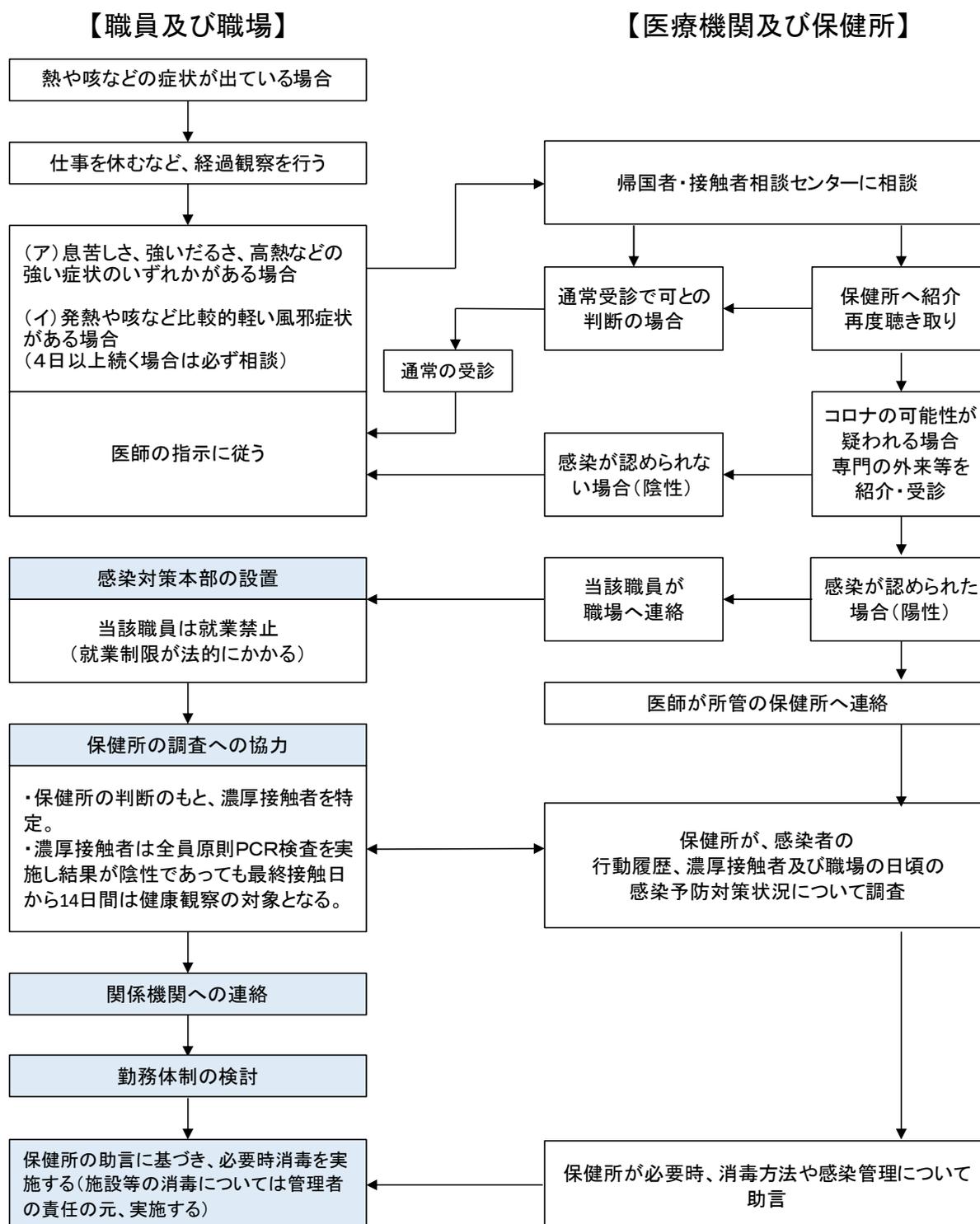
様式 2-4-2-2			様式 4-1-2-2	
非常時優先業務	業務量	対応目標時間 (感染等確認後から)	対応様式	確認欄
感染対策本部の設置	—	12時間以内	4-2-1-2～	
保健所の調査への協力	○人	—	4-3-1-2～	
関係機関への連絡	○人	24時間以内	4-4-2	
勤務体制の検討	○人	36時間以内	4-5-1-2	
感染者が作業に従事した区域及び機材の消毒	○人	3日以内	—	
業務の再開(A評価以下の業務)	—	7日以内	—	

事前記入	感染後記入

【解説】

第2章第4節で定めた非常時優先業務・対応目標時間を基に、非常時優先業務に対応する様式を確認するとともに、感染後に進捗状況を確認する表を準備しておきます。

感染時の対応フロー（例）



※濃厚接触者と判断された場合についても、「当該職員が職場へ連絡する」こととする。

第2項 初動体制の構築

非常時の緊急対策として、施設管理者の誰がどのような役割を果たすのか、またその指揮命令系統について、あらかじめ明確に決めておきます。

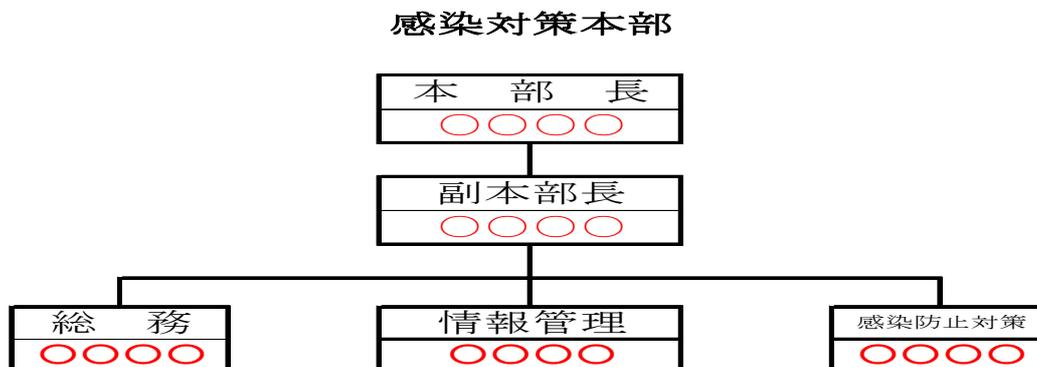
さらに、指揮命令系統のキーパーソンが緊急時に不在や連絡が取れない状況においても、指揮命令が滞らないよう、代理者を複数用意し、その代理順位を決めておいてください。

なお、感染対策本部組織図等について、既存の連絡網や組織図等が活用できる場合は、既存資料を用いて整理してください。

また、設置方法は感染拡大防止を念頭に置き、職員が一同に会することが無いよう、リモート等を利用して設置するようにしてください。

(1) 感染対策本部の設置

感染対策本部 (様式 4-2-1-2) …例



感染対策本部の設置 (様式 4-2-2-2) …例

感 染 対 策 本 部 の 設 置	
感染対策本部を設置する権限者	(例) 理事長
感染対策本部を設置する権限者の代理者	(例) 副理事長
感染対策本部を設置する場所	※感染症拡大防止を踏まえ、リモートにより対応
感染対策本部の要員	(例) 理事長、副理事長、事務局長、事務長、事業課長等

(2) 非常時対応体制の指揮命令

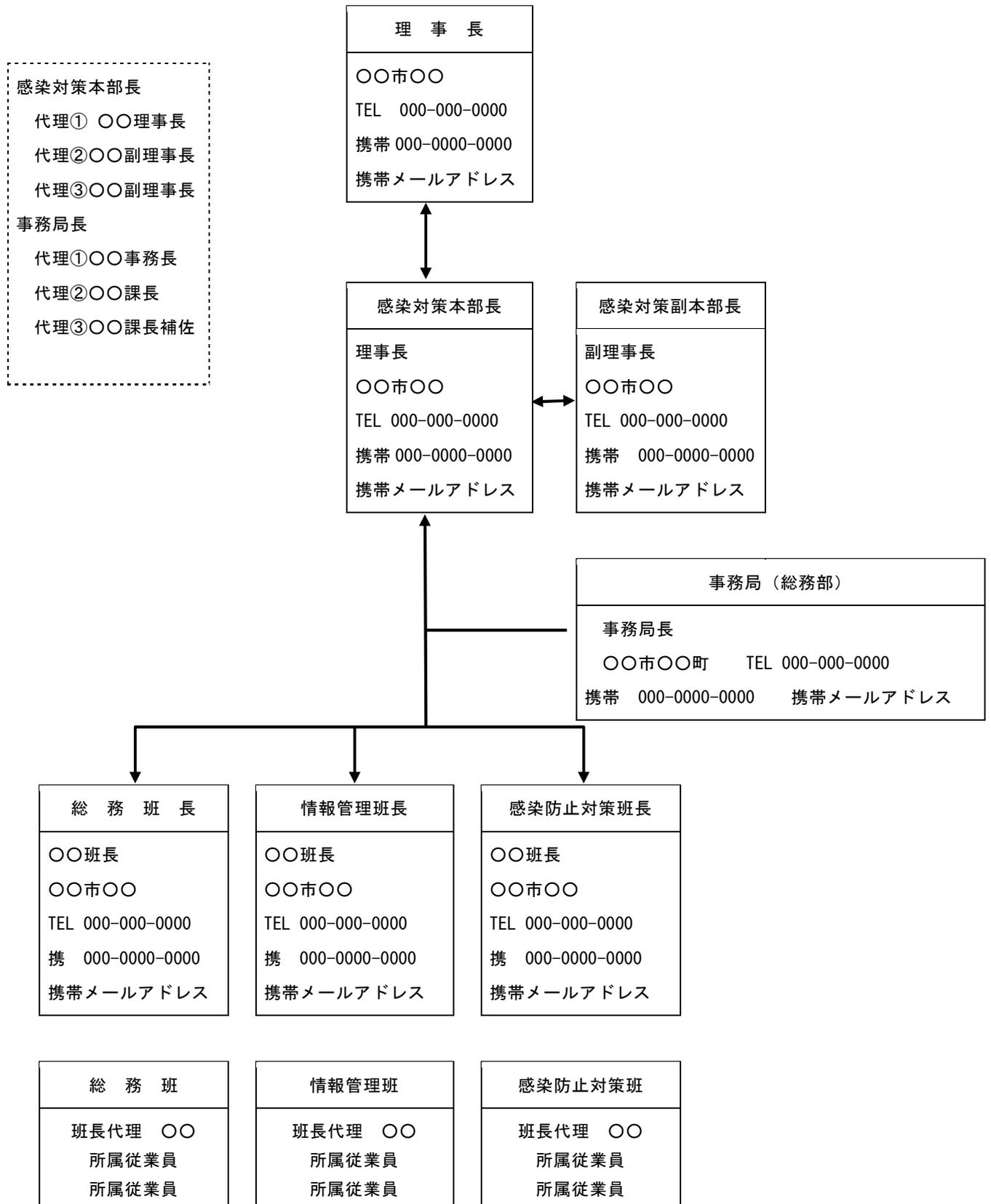
指揮命令等担当者 (様式 4-2-3-2) ……例

担 当	担 当 責 任 者	代 行 者 1	代 行 者 2	役 割
本部長	理事長 〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	○全体総括・指揮及び判断 ○対策本部の設置、BCP等の実行指揮 ○関係行政等への支援要請
副本部長	副理事長 〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	
総務担当	事務局長 〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	○対策本部運営に関する業務 ○勤務体制の検討
情報管理担当	事業課長 〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	○保健所の調査への協力 ○関係行政等への報告 ○各種情報の管理 ○各担当への情報伝達
保健所 担当	〇〇〇〇	〇〇〇〇		○保健所との連絡窓口
関係行政 担当	〇〇〇〇	〇〇〇〇		○関係行政との連絡窓口
感染防止対策担当	事業課〇 〇班主幹 〇〇〇〇	〇〇〇〇		○感染防止対策を行う ○事業所等の消毒を行う

【解説】

本所属での感染時の指揮命令系統を明確にし、さらに不在や連絡が取れない状況においても、指揮命令が滞らないように、代行者を決定しておくことが重要です。

非常時の対応体制と指揮命令系統 (様式 4-2-4-2) …例



第3項 保健所の調査への協力

職員の感染確認後に、保健所との連絡窓口を設置し、調査に協力します。感染者と濃厚接触者を迅速に把握できるよう、健康確認の方法や、連絡先を整理します。

保健所との連絡方法一覧表 (様式 4-3-1-2) …例

保健所との連絡責任者	情報管理班長：〇〇〇〇 班長代理：〇〇〇〇
感染者が出た場合の社内情報共有方策	* 理事長、幹部、関連部局への連絡ルールなど
情報管理方法	・感染者の人権に配慮し、外部に個人名が漏洩することがないように留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取り扱いについては、個人情報に配慮し、適正に取り扱う。

職員の連絡先 (様式 4-3-2-2)

担当	氏名	住所	自宅電話番号	携帯電話番号	携帯メールアドレス等	自宅待機	作業従事可能	備考
〇班	〇〇〇〇	〇〇市〇〇	0000-00-00 00	090-000-00 00	000@00.00. 00	〇月〇日 まで	リモート ワーク可	
〇班	〇〇〇〇	〇〇市〇〇	0000-00-00 00	090-000-00 00	000@00.00. 00	無し	可能	
〇班	〇〇〇〇	〇〇市〇〇	0000-00-00 00	090-000-00 00	000@00.00. 00	〇月〇日 まで	不可	

【解説】

職員等の連絡先を把握するに当たって、すでに連絡網が作ってあれば、それを活用します。

職員の連絡先様式には、予め複数の連絡先を記入しておきます。

新型コロナウイルス感染時においては、感染者だけではなく濃厚接触者の自宅待機等によって、通常業務や緊急業務に対応できないことが想定されます。速やかに作業従事可能な人員を整理し、感染確認後の業務に対応可能な人員を把握できるよう、表を整理しておきます。

【参考：個人情報保護委員会「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取り扱いについて」】

第4項 関係団体との連絡調整

感染時における、行政・改良区との協定について、連絡・調整方法を事前にまとめておきます。感染確認後には、実際の協力の可否、提供人員等を、一覧にまとめ整理します。

関係団体との連絡・調整(様式4-4-2)…例

様式 3-4						様式 4-4-2		
種類	団体名	相手先担当者	連絡先	協力体制（協定）の内容	構築年度	協力の可否	提供人員	その他
行政	〇〇市 〇〇課	〇〇〇〇	00- 0000	調査業務、行政機関への申請書類作成等	H〇 (済)	可・否	2	
改良区	〇〇改良区	〇〇〇〇	00- 0000	通常業務全般	H〇 (済)	可・否	4	
事前記入						感染後記入		

【解説】

様式の事前記入の部分は、第3章第4節で事前取組により構築した関係団体との応援・協力体制（様式3-4）について、協議が整っているものを書き出します。

感染後記入の部分には、必要に応じて支援を要請し、その内容を記録していきます。

第5項 勤務体制の検討（基準・交代勤務の実施・在宅勤務のルール）

新型コロナウイルスの場合、自然災害とは違い、建物、施設などの被害がないため、事業継続のための対策として最も重要なのは、必要な人員の確保となります。そのため、警戒レベルに応じて勤務体制を変更及び複数班による交代勤務の実施、在宅勤務のルールについて設定します。

(1) 勤務体制の基準

勤務体制の基準 (様式 4-5-1-2) …例

警戒レベル	様式 4-5-1-2				
	勤務体制	事業所での業務内容	必要人員		
			合計	管理者	担当者
感染者発生	感染者及び濃厚接触者は自宅待機	非常時優先、S	○人	○人	○人
濃厚接触者確認時	濃厚接触者は自宅待機	S、A	○人	○人	○人
6（都市封鎖級）	出勤者数3割	S、A	○人	○人	○人
5（特別警戒）	出勤者数5割	S、A、B	○人	○人	○人
4（警戒）	出勤者数7割	S、A、B、C	○人	○人	○人
3（注意）	在宅勤務励行	S、A、B、C	○人	○人	○人
2（ほぼ日常）	通常の勤務体制	S、A、B、C、D	○人	○人	○人
1（ほぼ日常）	通常の勤務体制	S、A、B、C、D	○人	○人	○人

(2) 複数班による交代勤務の実施

複数班による交代勤務の実施【〇月】 (様式 4-5-2-2) …例

月日		班	〇月〇日	...						
職名	氏名		月	火	水	木	金	土	日	...
常務理事	〇〇〇〇	A班	○	在	○	在	○	休	休	
事務局長	〇〇〇〇	B班	在	○	在	○	在	休	休	
総務課長	〇〇〇〇	A班	○	休	○	在	○	休	休	
総務課補佐	〇〇〇〇	B班	在	○	在	○	出	休	休	
総務課係長	〇〇〇〇	A班	○	休	○	在	○	休	休	
総務課主任	〇〇〇〇	B班	在	○	在	○	出	休	休	

事前記入	感染者確認後記入
------	----------

○：出勤、在：在宅勤務、休：休暇及び代休、出：出張

※緊急性・重要性が高い業務が生じた場合は、在宅勤務の場合でも出勤することがある。

(3) 在宅勤務のルール

在宅勤務のルール (様式 4-5-3-2) …例

項目	様式 4-5-3-2		
	ルール	留意点	備考
勤務時間	通常の勤務時間に準ずる	開始、終了時に報告する	
業務内容	第2章第3節第3項で整理した内容とする	左記以外の業務を実施する場合は、情報管理について十分に検討する	
資料の持ち出し	必要最低限の範囲で持ち出す	情報漏洩に十分留意して持ち出すこと	
在宅勤務用機器	パソコンは各自で用意する		
情報管理方法	個人情報等の紛失や盗難に留意する		
その他	原則、時間外勤務は実施しない		

【解説】

職員が自宅のパソコンで業務を行うことで、人と接触する機会を減らすことができ、職員への感染を防止することができます。在宅勤務は、通信キャパシティやセキュリティの確保が前提となります。

また、一人の職員がいくつかの業務をこなせるようクロストレーニングを実施することで、万一、重要業務の遂行に必要な職員が感染した場合でも、代替りの要因が手配できます。

第6項 消毒の実施

保健所が必要と判断した場合、保健所の助言のもと事業所の消毒を実施します。消毒作業（必要な範囲、使用する薬剤及び方法）については、保健所へ相談しながら実施します。

【解説】

基本は、保健所の助言により消毒作業を実施することとなりますが、下記内容を考慮して従事してください。

- ・作業時はマスク及び使い捨て手袋を着用し消毒を行ってください。
- ・感染者が利用した区域のうち、手指が頻繁に接触する箇所を中心に実施してください。
- ・専門事業者に「消毒」を依頼することも可能です。この場合、あらかじめ取扱事業者を確認してください。

【参考：感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き】

【参考：新型コロナウイルス感染症に関するQ & A】

第7項 その他

濃厚接触者として自宅待機及び在宅勤務となった場合でも、機器操作等の指示を可能とするよう、操作盤の写真やマニュアル等を整理し、自宅にも所持するようにします。また、パソコンやスマートフォン等のアプリケーションにより、テレビ電話やWEB会議が可能となるようにあらかじめ準備します。

【解説】

濃厚接触者となった場合、感染者との最終接触から14日間は健康観察期間となるため、不要不急の外出以外は避けていただくこととなります。そのため、「水門の操作」等、人と直接接触することが無いような作業であっても、極力外出しないようにしてください。濃厚接触者の場合、感染者とは違って法的な拘束はありませんが、公的機関に関係する立場上、節度を持った行動をする必要があります。

第5章 BCPの見直し

第1節 訓練計画

発災後の対応手順の確実な実行とBCPの定着のため、訓練計画を立案し、定期的に訓練を実施します。

訓練実施計画 (様式 5-1) …例

訓練名称	訓練内容	参加者	時期
参集訓練	・震度を想定した職員の非常参集	全職員	毎年10月
安否確認訓練	・全職員は、携帯電話・PCメール等で安否を連絡。 ・安否確認担当職員は、安否確認の回答を取りまとめる。 ・災害用伝言ダイヤルで安否を連絡。	全職員	毎年10月
実施訓練	・仮設ポンプの運転確認、運搬、設置 ・応急復旧（土のう設置）等	各担当班の責任者及び担当	毎年10月
情報伝達訓練	・関係行政部局との支援に関する情報伝達訓練	各担当班の責任者及び担当	毎年10月
点検・調査訓練	・各施設の点検、調査を実施し調査等結果のとりまとめ及び報告を行う。	各担当	毎年10月

【解説】

訓練計画では、発災直後の対応に重点をおき、様々な事態を想定し、対応手順が確実にできるよう訓練するとともに、職員の意識向上や、BCPの定着化に向け、定期的に実施するように定めます。

県や市では、防災の日（9月上旬）、防災週間（8月下旬～9月中旬）、地域防災の日（12月上旬）を決めて一斉に防災訓練を実施しており、それらと併せて実施すべきものもありますが、施設管理者単独で実施することが可能なものもあるため、月日を決めてなるべく多くの職員が参加するように実施してください。

【参考：県の防災訓練計画】

第2節 維持改善計画

策定したBCPの最新性を保ちつつ、計画全体のレベルアップを図るため、定期的にBCPの内容について見直しを行います。

BCPの定期的な点検項目 (様式5-2-1)…例

点 検 項 目		点 検 時 期
BCP策定の基本方針	施設の新設等により、対象範囲（施設）に変更がないか。	年1回 (4月)
	人事異動、組織の変更により、BCP策定メンバーに変更がないか。	年1回 (4月)
BCP策定の準備	地震被害想定的前提条件に変更がないか。 (行政等の被害想定の見直し)	随時 (行政の防災計画の見直しの公表時)
	事前取組の進捗（耐震化工事の実施等）により、優先施設の評価に変更がないか。	年1回 (4月)
	施設周辺への新しい建築物の造成等により、第三者への影響の評価に変更がないか。	年1回 (4月)
	受益における作目の転換等により、許容中断時間に変更がないか。	年1回 (5月)
事前取組BCP	各取組計画について、二段書きで実績を記載する。	年1回 (5月)
	重要なデータや文書のバックアップを実施しているのか。	年4回 (4月、7月、10月、1月)
災害時取組BCP	人事異動、組織の変更により指揮命令系統、安否確認の登録情報に変更がないか。	年2回 (4月、10月)
	関係者の人事異動により、電話番号やメールアドレスの変更がないか。	年2回 (4月、10月)

BCP責任者による総括的な点検項目 (様式5-2-2)…例

点 検 項 目	点 検 時 期
事前対策は、確実に実施されたか。また、過去1年間で実施した対策（施設の耐震化等）を踏まえ、BCP全体の見直しを行ったか。	年1回 (5月)
非常時優先業務の追加や変更等でBCPの変更が必要ないか検討したか。	
訓練が年間を通して計画どおりに実施されたか。また、訓練結果を踏まえたBCPの見直しを行ったか。	
来年度予算で取り上げる対策を検討したか。また、実施未定の対策について、予算化を検討したか。	

【解説】

BCPの最新性を維持するため、人事異動等による策定体制・運用体制の変更、電話番号・メールアドレスの変更等について、それぞれの必要な点検頻度に応じて年数回程度で点検します。但し、代替対応拠点の変更等、BCPに大きな変化が生じた場合には、不定期に見直します。

また、BCPのレベルアップを図るため、これらの点検結果、事前対策の実施状況、訓練結果の反映状況等を踏まえ、BCPの責任者は、年1回程度、点検と是正措置状況を確認し、次年度以降のBCPの取組み（事前対策の実施予定等）を決定します。

なお、BCPの内容が更新された場合には、随時職員等に周知してください。

【参考：県の防災訓練計画】

参考文献

- ・ 土地改良施設管理事業継続計画 策定マニュアル【大規模地震編】
（平成 23 年 2 月 3 日 関東農政局土地改良技術事務所）
- ・ 土地改良施設管理者のための業務継続計画（BCP）策定マニュアル
（平成 28 年 3 月 農村振興局整備部防災課災害対策室）

監修（協力団体）

- ・ 農林水産省関東農政局土地改良技術事務所
- ・ 関東農政局西関東土地改良調査管理事務所
- ・ 関東農政局大井川用水農業水利事業所
- ・ 大井川土地改良区
- ・ 牧之原畑地総合整備土地改良区
- ・ 静岡県土地改良事業団体連合会

静岡県土地改良施設維持管理事業継続計画モデルプラン

質問・意見 送付票

このBCPモデルプランについてのご質問やご意見は、インターネットによるメールや本票に記載の上、郵送・FAX等で、静岡県農地整備課へ送付してください。

みなさんのご意見により、このBCPモデルプランも、見直し・改良を行っていきます。

ページ、項目	ご質問・ご意見

団体名	
お名前	
ご連絡先 (電話番号・E-mail 等)	

**静岡県土地改良施設維持管理事業継続計画
モデルプラン**

令和6年10月 改訂

静岡県経済産業部農地局農地整備課
〒420-8601
静岡市葵区追手町9番6号
TEL 054-221-2711
FAX 054-221-2809
nouchiseibi@pref.shizuoka.lg.jp

